第3次 東近江市男女共同参画推進計画



令和4年(2022年)3月

はじめに

東近江市では、「誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり」 を第2次東近江市総合計画の基本方針の一つに掲げ、一人一人の 人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちづくりを進めてい ます。



急速な人口減少や少子高齢化社会の到来、グローバル化やデジタル化社会への対応など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活スタイルに大きな影響を与えるとともに、非正規雇用の割合が多い女性の雇用環境の悪化やストレス等に起因する配偶者からの暴力の増加及び深刻化が懸念されるなど、男女共同参画社会の実現の重要性とその課題を改めて認識することとなりました。

このような中、本市では、更なる男女共同参画の推進を図るため、市民意識調査の結果やこれまでの事業の進捗状況も踏まえながら「第3次東近江市男女共同参画推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、市民、事業者、関係団体等との連携及び協働のもと計画の理念である「多様性を認め合い みんなが幸せになれるまち 東近江市」の実現に向けて取組を進めてまいりますので、今後ともより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり真摯に御審議を重ね、貴重な御意見や御提言をいただきました東近江市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等に御協力を賜りました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

東近江市長小旅正清

目 次

第1	草	計	画策定に当たって	 . 1
1	計画	策定	Eの趣旨	 1
2	計画	可の位	位置づけと計画期間	 2
3	計画	策定	三の背景	 2
第2	章	計ī	- 画策定に向けた課題の整理	 . 5
1	統計	等に		 5
2	施策	領垣	ばごとの現状と課題	 7
3	第2	次計	†画の目標ごとの主な取組状況と課題	 24
第3	章	計ī	画の基本的な考え方 画の基本的な考え方	 28
1	計画	の理	里念と指針	 28
2	目標	Ę		 29
3	計画	面の旅	西策体系	 30
第4	·章	具個	体的施策の内容	 31
	目標	1	男女共同参画の理解と意識の浸透	 31
	目標	2	女性が活躍できる環境の実現	 34
	目標	3	自分らしいワーク・ライフ・バランスが選択できる社会の実現	 37
	目標	4	家庭や地域における男女共同参画の実現	 40
	目標	5	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現	 43
第5	章	計ī	画の推進	 48
1	庁内	推進	進体制の充実	 48
2	計画	の進	É 行管理	 48
3	市民	3、事	事業者等との連携	 48
4	国、	県等	穿関係機関との連携	 48
資料	編.			 49

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成26年(2014年)12月に制定した「東近江市男女共同参画推進条例」に基づき、「第2次東近江市男女共同参画推進計画」を平成29年(2017年)3月に策定し、女性も男性も性別にとらわれることなく、誰もが人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、自らの希望する多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現を目指して、様々な取組を推進してきました。

令和2年度(2020年度)に実施した「東近江市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、固定的な性別役割分担意識について、平成27年度(2015年度)に実施した同調査の結果と比較すると、家庭生活における役割分担の偏りは小さくなってきています。しかし、社会の各分野、なかでも「社会通念・慣習・しきたり等で」や「政治の場で」で男性が優遇されていると感じている人が多くなっています。

そのほか、希望するワーク・ライフ・バランス^{**}を実現できている人が男女とも依然として 少ないことや、男女が共に家事・育児・介護を分担することが必要とされていることなどが改 めて確認できたところです。

国際社会では、誰一人取り残さない社会を目指して、平成 27 年(2015 年) 9 月に国連サミットで採択された 17 の「持続可能な開発目標(SDGs) * 」の達成に向けた取組が進んでいます。

特に、目標5には、「ジェンダー*平等とすべての女性・女児のエンパワーメント*」が掲げられて、性別を理由とする差別や不平等、女性や女児に対する暴力等に終止符を打ち、全ての女性と女児のエンパワーメントを図ることで、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会を実現することが世界的な課題となっています。

一方、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響が様々な方面に広がりましたが、女性の不安定就労の問題が改めて浮き彫りになり、また、こうした非常時に、女性への家事・育児・介護等の集中、ドメスティック・バイオレンス*(以下「DV」という。)被害の増加・深刻化といった状況が生じやすいことも改めて広く認識されることとなりました。

こうした中で、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため、第2次東近江市男女共同 参画推進計画の取組と数値目標の達成状況も踏まえながら、「第3次東近江市男女共同参画推 進計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

**ドメスティック・バイオレンス(DV):法令等で明確に定義された言葉ではないが、配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力なども含まれる。

[※]ワーク・ライフ・バランス:誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

[※]持続可能な開発目標(SDGs):平成 27 年(2015 年)9月に国連で採択された、平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030年)までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 の目標を設定。目標5に「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられている。

[※]ジェンダー:人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー/gender)」という。「社会的性別」は、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

[※]エンパワーメント:自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 法的根拠等

本計画は、「男女共同参画社会基本法」が規定する市町村男女共同参画計画であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が規定する「市町村基本計画(DV対策基本計画)」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が規定する「市町村推進計画(女性活躍推進計画)」となるものです。あわせて、「東近江市男女共同参画推進条例」が規定する「男女共同参画の推進に関する基本的な計画(推進計画)」となります。

(2) 上位・関連計画等

上位計画である「第2次東近江市総合計画」のもと、本市の関連する各種計画と連携・協調 した推進を図るものであり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び滋賀県の「パートナー しがプラン 2025 (滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」の内容と整合をとっ ています。

(3)計画期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を期間とし、 社会情勢や計画の進捗状況等によっては、必要に応じた見直しを行うものとします。

3 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国としても、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に貢献し、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をもって様々な取組を進めているところですが、令和3年(2021年)3月に世界経済フォーラム(WEF)が発表した「ジェンダー・ギャップ指数*2021」では、日本の総合スコアは156箇国中120位となっており、主要7箇国(G7)では最下位でした。評価分野ごとにみると、経済は117位、政治は147位、教育は92位、健康は65位となっています。なかでも、政治・経済の分野でのジェンダー・ギャップが大きくなっており、国際社会の一員として、我が国の男女不平等改善の社会的要請が一段と強まっています。

(2) 国の動き

平成29年(2017年)の「第2次東近江市男女共同参画推進計画」策定以降、国においては、 平成30年(2018年)に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定し、国 や地方の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指しています。

また、平成31年(2019年)4月からの「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」の施行や令和元年(2019年)6月の「女性の職業生活におけ

[※]ジェンダー・ギャップ指数:各国における男女格差を測る国際的指標で、経済、政治、教育、健康の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。(2021年の日本の総合スコアは0.656)

る活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(女性活躍・ハラスメント*規制法)」の施 行により、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就労環境の整備が進められています。

こうした動きや新型コロナウイルス感染症の世界的流行なども踏まえた社会情勢の現状等を鑑みる中で、令和2年(2020年)12月に「第5次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会へ~」が閣議決定されました。

国の「第5次男女共同参画基本計画」が捉える 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1)新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2)人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3)人生 100 年時代の到来(女性の 51.1%が 90 歳まで生存)
- (4)法律・制度の整備(働き方改革等)
- (5)デジタル化社会への対応(Society 5.0*)
- (6)国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7)頻発する大規模災害(女性の視点からの防災)
- (8)ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

出典:国「第5次男女共同参画基本計画 説明資料」

(3) 滋賀県の動き

滋賀県においては、平成28年(2016年)3月に策定した「パートナーしがプラン2020(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」に基づく取組を進めてきました。その後、令和3年(2021年)10月には、同計画の後継となる「パートナーしがプラン2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」を策定し、「一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ~男女共同参画で変わる 誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指して~」の基本理念のもと、「あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った取組加速」「働き方・暮らし方の変革と多様性」を重視すべき視点とし、「人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現」「あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展」「一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現」「男女共同参画意識の浸透」を目指す姿に掲げて、取組を推進していくこととしています。

[※]ハラスメント:相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える言動のこと。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等様々な種類がある。

^{**}Society 5.0:サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

(4) 東近江市の動き

本市では、平成19年(2007年)3月に「東近江市男女共同参画推進計画」を策定し、施策を推進してきました。その後、県内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、計画の進捗状況に応じて見直しを行い、平成24年(2012年)3月に、後期5年間の行動指針として「東近江市男女共同参画推進計画(後期計画)」を策定しました。

平成26年(2014年)12月には、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって男女共同参画社会の実現を目指すため、「東近江市男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、平成29年(2017年)3月には、同条例の規定に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定なども踏まえた「第2次東近江市男女共同参画推進計画」を策定しました。

(5) 社会の動き

令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、日々の働き方や暮らし方に大きな影響を与え、男女共同参画社会の実現の重要性とそのための課題についても、改めて認識されることとなりました。

非正規雇用の割合が大きい女性の雇用環境が悪化し、女性の不安定就労の問題が再確認されるとともに、経済不安の増大や外出自粛・在宅勤務などに伴い、家庭内での女性の家事・育児・介護等の負担の増大や、ストレスに起因するDVの増加・深刻化などの懸念も広がりました。

一方で、テレワーク*やウェブ会議*などの普及・活用が促され、新たな働き方やアフターコロナ時代のワーク・ライフ・バランスが模索されています。

こうした変化や動きを、これからの男女共同参画社会の実現へとつなげていくことが求められています。

^{• /}

 $^{^{**}}$ テレワーク:「情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology)を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。Tel(離れて)と Work(仕事)を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT を使って仕事をすること。

^{**}ウェブ会議:パソコンやスマートフォンなどの機器とインターネット環境を用いて、映像や音声によるオンラインコミュニケーションのもとで行う会議のこと。

第2章 計画策定に向けた課題の整理

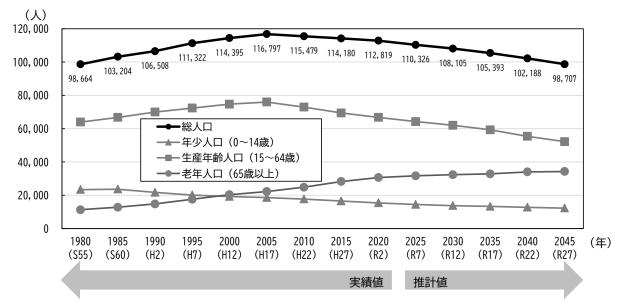
1 統計等にみる東近江市の現状

(1) 人口構造の変化

本市の人口は、平成 17 年(2005 年) の 116,797 人をピークに減少に転じ、令和 2 年(2020年) には 112,819 人となり、概ね 4 人に 1 人が 65 歳以上となっています。

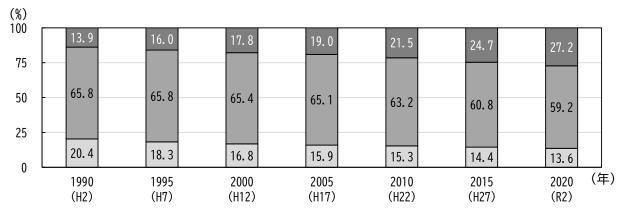
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加が継続する中で、今後とも総人口の減少傾向が継続する予測となっており、人口構成が大きく変化することがもたらす影響を考慮していく必要があります。

【総人口に対する年齢3区分別人口の推移(東近江市)】



※令和7年(2025年)以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30年(2018年)3月公表)に基づく推計値です。 出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【年齢3区分別人口比率の推移(東近江市)】



□ 年少人口(0~14歳) □ 生産年齢人口(15~64歳) □ 老年人口(65歳以上)

出典:総務省「国勢調査」

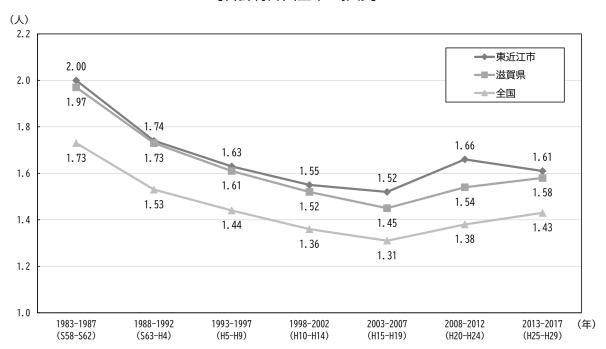
※人口比率について、小数第2位を四捨五入しているため、数字の合計が100.0%にならない場合があります。

(2) 合計特殊出生率と出生数の推移

1人の女性が生涯に出産する子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移をみると、本市では「平成25年(2013年)から平成29年(2017年)」で1.61人となっており、滋賀県及び全国を上回っていますが、人口置換水準(現在の人口を長期的に維持するための水準)である、概ね2.07人を下回っています。

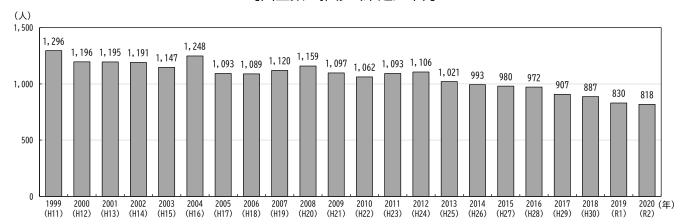
出生数の推移をみると減少傾向にあり、平成26年(2014年)以降では1,000人を下回って、 令和2年(2020年)には818人となっています。

【合計特殊出生率の推移】



出典:厚生労働省「人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計」

【出生数の推移(東近江市)】



出典:厚生労働省「人口動態調査」

2 施策領域ごとの現状と課題

令和2年(2020年)に東近江市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)、事業者アンケート調査及び関連統計等を踏まえ、課題を次のとおり整理します。

(1) 男女共同参画の知識・意識について

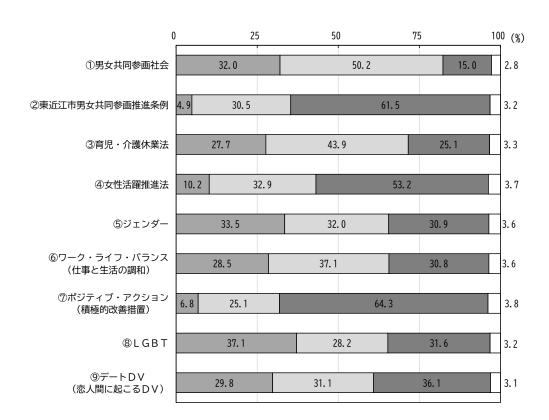
<市民意識調査結果からみる市の現状>

(男女共同参画社会に関する用語の認知)

「LGBT^{*}」「ジェンダー」「男女共同参画社会」では、「内容(趣旨)を知っている」人が 3割を超えていますが、「ポジティブ・アクション^{*}(積極的改善措置)」「東近江市男女共同参 画推進条例」では、1割未満となっています。

【男女共同参画社会に関する用語の認知】

n = 1.236



□ 内容(趣旨)を知っている □ 聞いたことはある ■ 知らない □ 不明・無回答

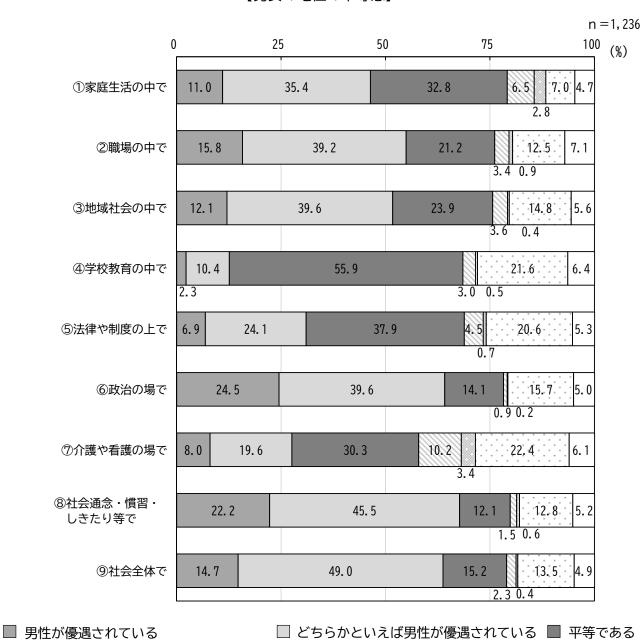
[※]LGBT:レズビアン (Lesbian 同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ (Gay 同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル (Bisexual 同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)、トランスジェンダー (Transgender 出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)の頭文字をとった用語のこと。

^{**}ポジティブ・アクション:「積極的改善措置」といい、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

(男女の地位の平等感)

各分野での男女の平等感についてみると、「平等である」が5割を超えるのは「学校教育の中で」のみであり、そのほかの分野は全て男性が優遇されていると感じられている傾向があります。特に、「社会通念・慣習・しきたり等で」「政治の場で」などで「男性が優遇されている」の割合が大きく、「社会全体で」をみても、男性が優遇されているという考え方が根強いことがうかがえます。

【男女の地位の平等感】



□ わからない

── どちらかといえば女性が優遇されている ── 女性が優遇されている

□ 不明・無回答

<その他、国の調査・計画等にみる概況>

内閣官房まち・ひと・しごと創成本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書(令和2年(2020年)3月)」によると、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけでなく「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられています。その背景には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)*が根強く存在し、女性の居場所と出番を奪っていることや、企業経営者や管理職等の理解が足りずに女性にとってやりがいが感じられず働きにくい環境であることなどが、国の「第5次男女共同参画基本計画」において指摘されています。

<課題>

・ 男女共同参画に係る用語の認知について、内容まで知っている人の割合が少ないため、知識 普及と意識啓発を継続的に進める必要があります。

・ 男性が優遇されているという考え方が根強く残っている中で、固定的な性別役割分担意識や 性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に、一人一人が気付け るよう意識啓発を進める必要があります。

_

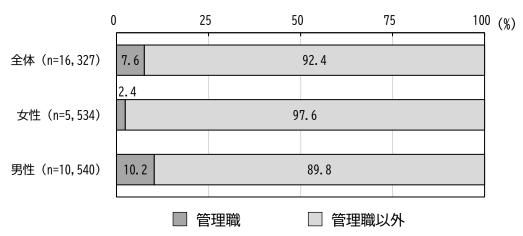
[※]無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス):誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻み込まれ、既成概念、固定概念となっていく。

(2) 女性の活躍について

<事業者アンケート調査結果からみる市の現状>

市内事業所における管理職の比率は、男性が 10.2%であるのに対して、女性では 2.4%となっています。

【市内事業所における管理職の比率】



※ 男性と女性の合計が、全体の数と等しくないのは、全体の数のみ回答された事業所があるためです。また、管理職以外 には、管理職以外の正社員、契約社員、パート・アルバイト、派遣社員を含んでいます。

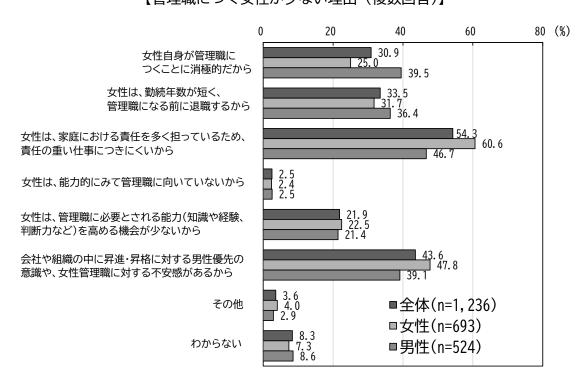
出典:東近江市「令和2年度事業者アンケート調査結果報告書」

<市民意識調査結果からみる市の現状>

(管理職につく女性が少ない理由)

管理職につく女性が少ない状況にある理由として、「女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」と考える人が全体では5割を超えています。

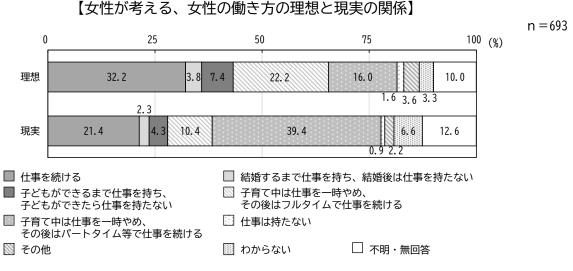
【管理職につく女性が少ない理由(複数回答)】



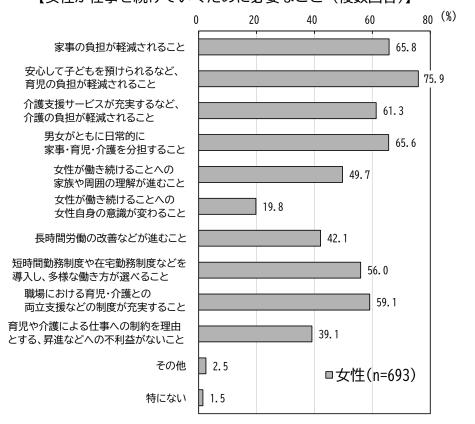
(女性の働き方について)

女性が理想とする女性の働き方としては、「仕事を続ける」と回答した人の率が 32.2%で最も高く、次いで「子育て中は仕事を一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける (22.2%)」などとなっています。しかし、現実だと思う働き方では、「子育て中は仕事を一時やめ、その後はパートタイム等で仕事を続ける」と回答した人の率が 39.4%と最も高くなっており、女性の働き方の理想と現実に違いがみられます。

また、女性が仕事を続けていくために必要なこととして、「安心して子どもを預けられるなど、育児の負担が軽減されること」と考える女性の率が 75.9%と最も高く、次いで「家事の負担が軽減されること (65.8%)」、「男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担すること (65.6%)」となっています。



【女性が仕事を続けていくために必要なこと(複数回答)】

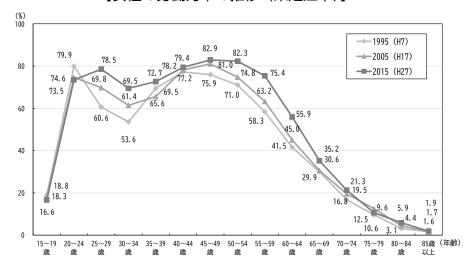


<統計等にみる現状>

東近江市の年齢階級別の女性の労働力率の推移をみると、依然として「M字カーブ^{*}」を描いていますが、「M字の底」となる年齢階級は変化していないものの浅くなり、また、50 歳以降での労働力率の低下に歯止めがかかってきていることがうかがえます。

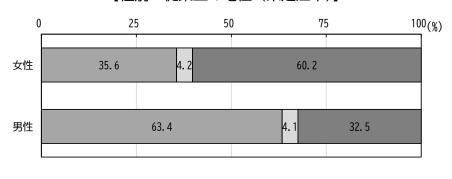
性別の従業上の地位をみると、女性で「パート・アルバイトその他」が 60.2%と過半数となっており、女性に非正規雇用が多い実態がうかがえます。

【女性の労働力率の推移(東近江市)】



出典:総務省「国勢調査」(各年)

【性別・従業上の地位(東近江市)】



■ 正規の職員・従業員

□ 労働者派遣事業所の派遣社員

■ パート・アルバイトその他

出典:総務省「平成27年国勢調査」

<課題>

- ・ 女性が家事や育児・介護と仕事を両立して就労を継続するためには、家事や育児の負担軽減 や、男女が共に家事・育児・介護を分担することが必要とされています。
- このことから、男性の家事・育児・介護への参画を促進するとともに、働き方の見直しや、 企業・事業所への働きかけも必要です。

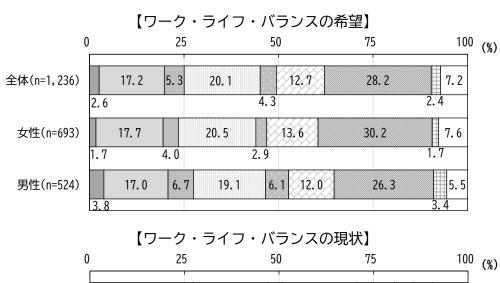
[※]M字カーブ:日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

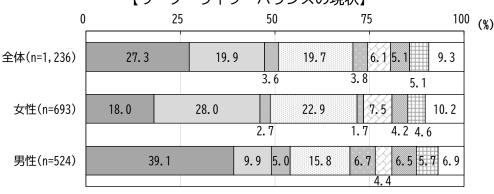
(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) について

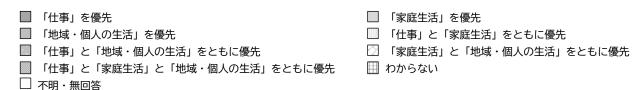
<市民意識調査結果からみる市の現状>

(ワーク・ライフ・バランスの希望と現状)

ワーク・ライフ・バランスの「希望」についてみると、男女ともに「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」と回答した人の率が最も高くなっています。一方、「現状」についてみると、女性では「『家庭生活』を優先」と回答した人の率が 28.0%で最も高く、男性では「『仕事』を優先」が 39.1%で最も高くなっています。



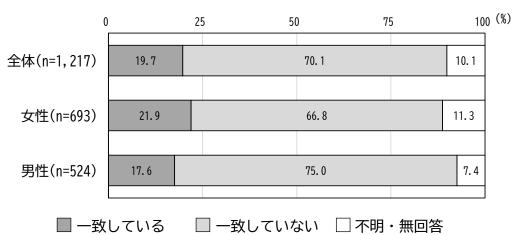




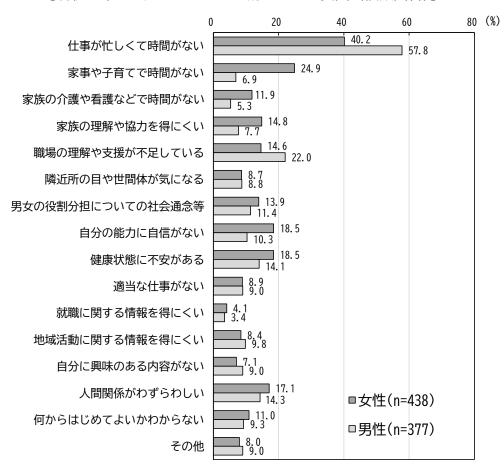
ワーク・ライフ・バランスの希望と現状が一致している人は、男女とも2割程度にとどまっており、希望するワーク・ライフ・バランスを実現できていない人が多いことが分かります。

また、希望と現状が一致していない人についてみると、現状を希望に近づけることを妨げている要因は、男女とも「仕事が忙しくて時間がない」が最も多くなっていますが、次いで女性では「家事や子育てで時間がない」、男性では「職場の理解や支援が不足している」が多く挙げられています。

【ワーク・ライフ・バランスの希望と現状の一致について】

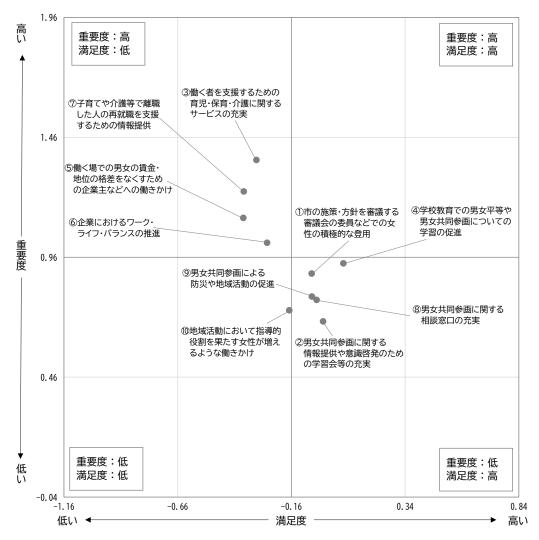


【現状を希望に近づけることを妨げている要因(複数回答)】



東近江市の男女共同参画社会づくりについて、現状の満足度と今後の重要度の関係から重点 領域(満足度が低く、重要度が高い)をみると、「③働く者を支援するための育児・保育・介 護に関するサービスの充実」「⑥企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進」「⑦子育てや 介護等で離職した人の再就職を支援するための情報提供」といったワーク・ライフ・バランス の前提となる項目などが位置しており、雇用環境の改善や行政支援の充実が求められています。

【東近江市の男女共同参画推進の重点領域】



- ※ 加重平均について、満足度は「満足」に 2、「どちらかといえば満足」に 1、「どちらともいえない」に 0、「どちらかといえば不満」に-1、「不満」に-2 を与えて算出しています。重要度は「重要」に 2、「ど ちらかといえば重要」に 1、「どちらともいえない」に 0、「どちらかといえば重要でない」に-1、「重要でない」に-2 を与えて算出しています。
- ※ 満足度と重要度それぞれの加重平均の総平均を原点として散布図を作成しています。

<課題>

・ 仕事と家庭生活と地域・個人の生活について、女性は「家庭生活」を、男性は「仕事」を優先している傾向がみられます。固定的な性別役割分担にとらわれず、自らが希望するワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、引き続き取組を進めていく必要があります。なかでも、ワーク・ライフ・バランスの前提となる雇用環境の改善や行政支援の充実が求められています。

(4) 固定的な性別役割分担意識について

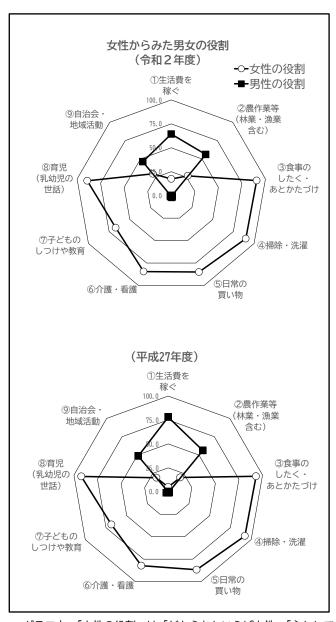
<市民意識調査結果からみる市の現状>

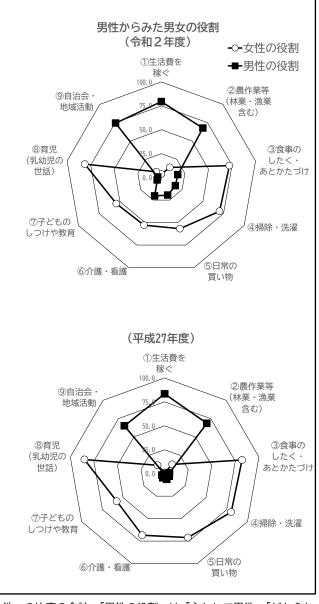
(家庭生活における役割分担)

家庭生活における役割分担の現状について、女性の担当が多いのは「食事のしたく・あとかたづけ」「掃除・洗濯」「育児(乳幼児の世話)」などで、男性の担当が多いのは「生活費を稼ぐ」「自治会・地域活動」などとなっています。

また、平成27年度(2015年度)調査と比較すると、特に、男性からみた家庭生活における役割分担で、「食事のしたく・あとかたづけ」「掃除・洗濯」「日常の買い物」「看護・介護」などにおいては、女性の役割としている割合が少なくなってきており、女性からみた役割分担では、「生活費を稼ぐ」で男性の役割としている割合が少なくなってきています。

【家庭生活における役割分担】

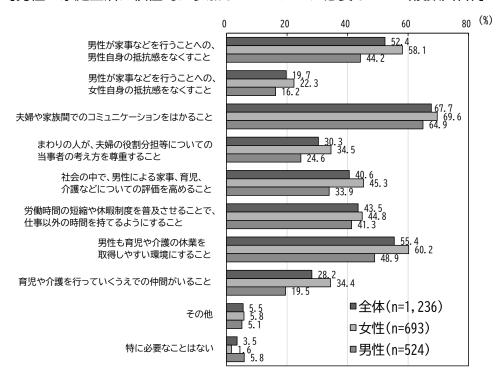




グラフ中、「女性の役割」は「どちらかといえば女性」「主として女性」の比率の合計、「男性の役割」は「主として男性」「どちらかといえば男性」の比率の合計を示しています。なお、比率の算出においては、「該当なし」と「不明・無回答」を除いています。

男性が家庭生活に積極的に参加していくためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをはかること」「男性も育児や介護の休業を取得しやすい環境にすること」「男性が家事などを行うことへの、男性自身の抵抗感をなくすこと」などが必要とされています。

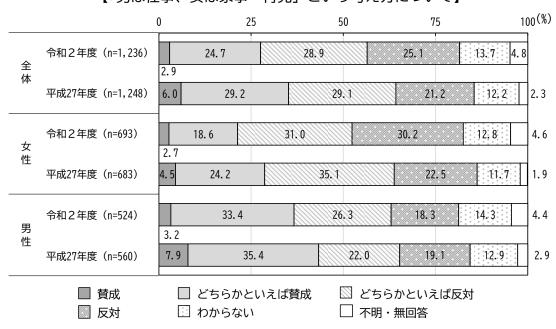
【男性が家庭生活に積極的に参加していくために必要なこと (複数回答)】



(「男は仕事、女は家事・育児」という考え方)

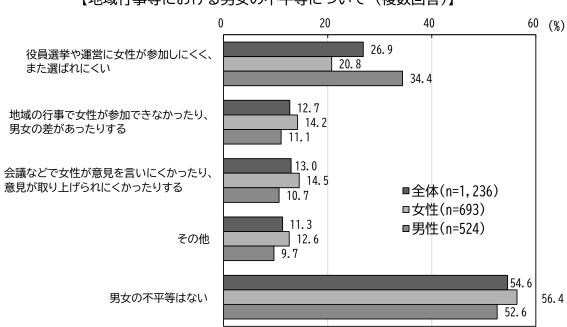
「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について、「賛成(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)」と回答した人の率は、女性で21.3%、男性で36.6%となっています。平成27年度(2015年度)調査と比較すると、その率は女性で7.4ポイント、男性で6.7ポイント低くなっており、男女ともに、固定的な性別役割分担意識の傾向が小さくなってきていることが分かります。

【「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について】



(地域活動における現状)

地域の行事等については、「男女の不平等はない」と回答した人の率が最も高く、次いで「役員選挙や運営に女性が参加しにくく、また選ばれにくい」となっています。また、「役員選挙 や運営に女性が参加しにくく、また選ばれにくい」は、男性で特に多くなっています。

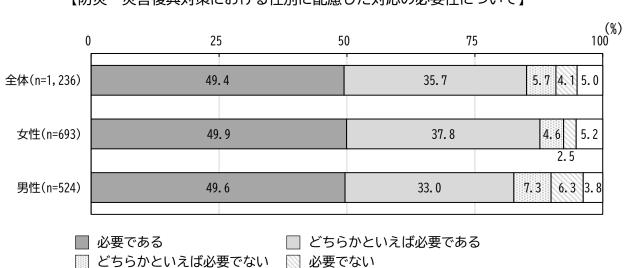


【地域行事等における男女の不平等について(複数回答)】

(防災・災害復興対策における男女共同参画)

□ 不明・無回答

防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が「必要である」と「どちらかといえば 必要である」と回答した人を合わせると、8割を超えています。



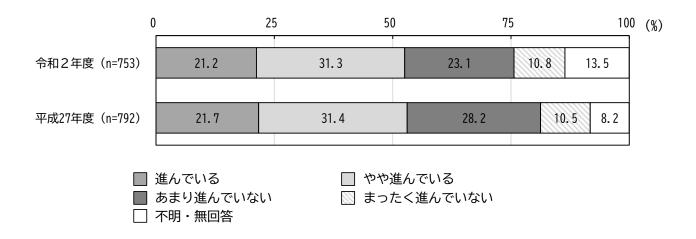
【防災・災害復興対策における性別に配慮した対応の必要性について】

(職業生活における現状)

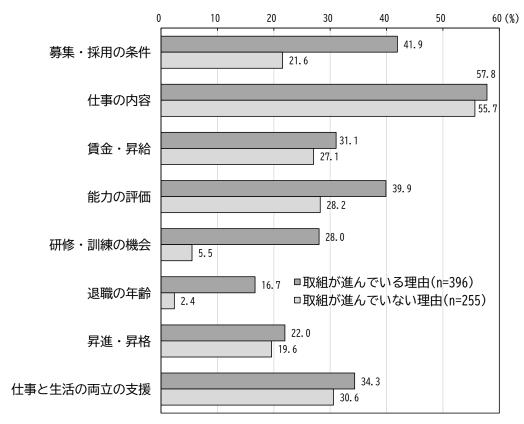
職場での男女共同参画の取組は、「進んでいる」「やや進んでいる」を合わせて5割強となっていますが、平成27年度(2015年度)調査と比較して取組状況に変化はみられません。

また、職場での男女共同参画の取組が進んでいる主な理由も、進んでいない主な理由も、「仕事の内容」と「能力の評価」が挙がっています。

【職場での男女共同参画の取組について】



【職場での男女共同参画の取組が進んでいる/進んでいない主な理由(複数回答)】



<課題>

- ・「男は仕事、女は家事・育児」という考え方は平成27年度(2015年度)調査と比較すると少なくなってきており、固定的な性別役割分担意識に変化がみられますが、更に男性の家庭生活への参加の動機づけにつながるよう、継続して意識啓発や情報提供などを行っていく必要があります。
- ・ 防災・災害復興対策においては、性別に配慮した対応が求められています。
- ・ 職場での男女共同参画の取組状況について、進んでいると考える人の割合が平成27年度 (2015年度) 調査と比較しても変化がみられないことから、引き続き職場での男女共同参画が推進されるよう働きかける必要があります。

(5) DVについて

<市民意識調査結果からみる市の現状>

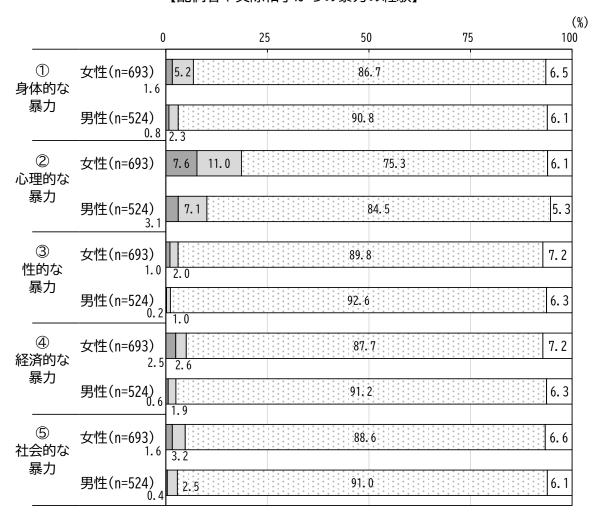
(配偶者等からの暴力の状況)

配偶者等からの暴力は、心理的・身体的・経済的・社会的・性的のいずれの暴力についても、 男女とも経験した人がいます。

DVに関する相談機関の認知度をみると、「警察」が約6割、「東近江市役所の相談窓口」が4割弱となっている一方で、「すべて知らない」と回答した人は、全体の 1/4 程度となっています。

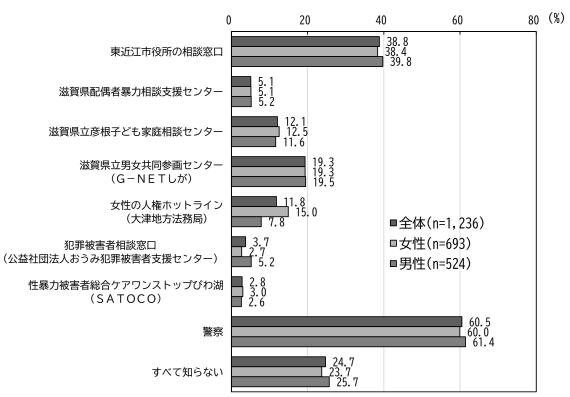
また、配偶者等からの暴力を経験した人の中で、「どこ(誰)にも相談しなかった」が女性で5割、男性で7割を超えており、認知度の高かった「警察」や「市町の行政機関」に相談した人も全体で1%台にとどまっています。相談しなかった理由をみると、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」「相談しても無駄と思ったから」などが多く挙げられています。

【配偶者や交際相手からの暴力の経験】

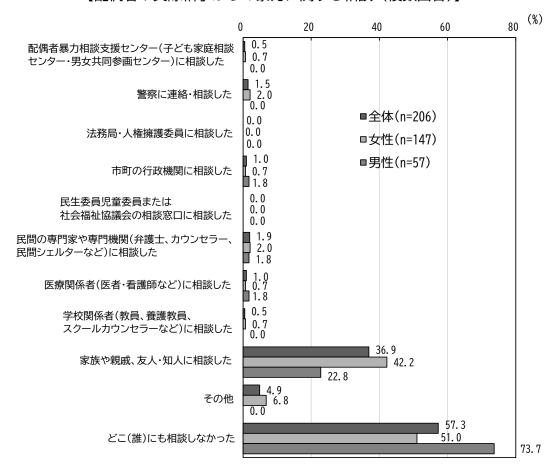


□ 何度もあった □ 1、2度あった □ まったくなかった □ 不明・無回答

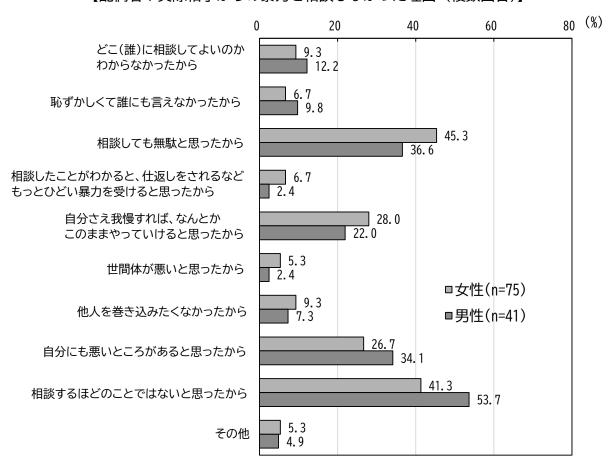
【DVに関する相談機関の認知(複数回答)】



【配偶者や交際相手からの暴力に関する相談(複数回答)】



【配偶者や交際相手からの暴力を相談しなかった理由(複数回答)】



<課題>

・ DV被害経験がある人が、どこ(誰)にも相談していない状況がうかがえることから、相 談窓口の更なる周知を進めて、被害者が相談しやすい体制を整えるとともに、DV被害の 防止について継続して啓発していく必要があります。

3 第2次計画の目標ごとの主な取組状況と課題

第2次計画の各目標のもとでの主な取組状況と課題は、以下のとおりとなっています。

目標1:男女共同参画の理解と意識の浸透

	【施策の内容】
	(1) 広報、啓発活動の充実
	(2)市民への学習機会の充実
	(3)男女共同参画の視点に立った教育の推進
	(4) 男女共同参画の推進に取り組む市民団体・グループの活動支援
	(5)男女共同参画に関する調査・研究・情報提供
To 40	【主な取組状況】
取組	・ 広報ひがしおうみ、市ホームページ、東近江スマイルネット等を活用し啓発を行いました。
	・ 男女共同参画をテーマとした講演会や若年層を対象としたデートDV**セミナーの開催等を行いました。
	・ チャイルドルーム支援事業を実施し、研修会等の会場に設置する託児所への保育士派遣費用の一 部を助成しました。
	・ 男女共同参画出前講座など男女共同参画推進員会の活動を支援し、啓発活動の充実を図りまし た。
	・ 男女共同参画に関する資料、情報を収集し、市民への情報提供に努めました。
課題	・ 男女共同参画についての理解がより深まるよう、男女双方の視点を入れた啓発を行っていく必要 があります。
	・ 教育・保育関係者に対して、多様な性の尊重も含め、男女共同参画社会についての理解と意識醸成のため、引き続き研修の充実を図る必要があります。

日標2:女性の活躍を支援するための其般づくり

日信乙	:女性の活躍を支援するための基盤づくり
取組	 【施策の内容】 (1)様々な分野における女性の活躍推進 (2)企業・事業所における女性の活躍推進 (3)男女の均等な雇用機会と待遇確保 (4)政策・方針決定過程への女性の参画促進 【主な取組状況】 ・起業を目指す女性を支援するため、関係機関と連携して「女性のための創業塾」を開催し、学習機会及び情報の提供を行いました。 ・「女性のためのきらめき☆セミナー」を開催し、女性の様々な分野へのチャレンジを支援しました。 ・各種審議会等における女性委員の参画を進めるため、委員選出に際し、女性の積極的な登用について周知しました。
課題	 ・ 受講対象者のニーズを把握しながら、学習機会を充実させる必要があります。 ・ 男女共同参画、女性活躍を推進する人材を育成する必要があります。 ・ 女性の新規就農者を増やす施策を推進していく必要があります。 ・ 引き続き、各種審議会や委員会における女性委員の登用を推進していく必要があります。

[※]デートDV:婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、傷つく言葉をいうなどの精神的暴力や性的な暴力、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するといったものも含む。

目標3:ワーク・ライフ・バランスの実現

	【施策の内容】 (1) ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進
	(2)子育てのための支援体制
	(3)介護のための支援体制
	(4)企業・事業所における取組の推進
	【主な取組状況】
取組	・ セミナー等を通してワーク・ライフ・バランスの推進について啓発しました。
4A#E	・ 乳児保育、延長保育、病児保育*等、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの提供、学童保育所の設置や施設改修を進め、よりよい保育環境の整備に努めました。また、子育て中の親が気軽に交流や相談できるよう、「つどいの広場」の開設や親子がふれあう交流事業等を開催しました。
	・ 社会全体で支える介護を推進するため、認知症啓発推進事業の実施や地域密着型サービス [※] 施設の整備を進めました。
	・ 従業員20人以上の事業所を対象に事業者アンケートを実施し、調査結果報告書を配布する際、 各事業所でのワーク・ライフ・バランスを推進する取組状況や事例の紹介などを行いました。
	・ 市民や事業所にワーク・ライフ・バランスの必要性や働き方の見直しについて、より理解が深まるよう、継続して啓発する必要があります。
課題	・ 待機児童の解消及び多様な保育サービスの周知啓発に向けた取組が必要です。また、今後の学童 保育所の利用ニーズを想定し計画的な施設確保が求められます。
	・ 多様な介護サービスの充実に向けて、計画的な地域密着型サービス施設等の整備を進めていく必要があります。

目標4	:家庭や地域における男女共同参画の推進
取組	 【施策の内容】 (1) 男性の家事、育児、介護等への参画意識の醸成 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 地域防災における男女共同参画の推進 【主な取組状況】 ・ 男女共同参画推進員による家庭や地域の身近な課題を取り入れた大型紙芝居を、男女共同参画出前講座として人権のまちづくり町別懇談会等で実施しました。 ・ 切れ目ない子育て拠点づくり事業では、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、教室や講座の一環として男性向け講座を開催するなど男性の育児参加を啓発しました。
	・ 防災出前講座で、男女が協力して防災活動に取り組む体制づくりの普及に努めました。
課題	男女共同参画出前講座を充実させ継続していくために、男女共同参画推進員として活動していただける人材を確保する必要があります。
	・ 家庭や地域で男女が共に協力していけるよう、学習機会の提供や啓発の必要があります。
	・ 自治会やまちづくり協議会をはじめとする地域団体等の運営の中で、より女性が参画しやすい工 夫をする必要があります。
	・ 男女双方の視点を取り入れ、防災活動に取り組む体制づくりについて啓発する必要があります。

※病児保育:子どもが病気又は病気の回復期のため集団保育が難しく、保護者も就労等で保育できない場合に、保育士や 看護師がいる専用施設で一時的に預かり、保育・看護を行う事業のこと。

[※]地域密着型サービス:認知症の人や高齢者が介護の必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で、安心 して生活が継続できるように、介護サービスを提供するもの。グループホームや認知症対応型デイサービスのほか、小規 模多機能型居宅介護などがある。

目標5:男女の人権尊重と誰もが安心して暮らせるまちづくり

	【施策の内容】
	(1)男女の人権尊重についての意識の醸成
	(2)DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進
	(3)生涯を通じた健康づくりへの支援
	(4)社会的支援を必要とする人への対応の推進
取組	【主な取組状況】
以祖	・ デートDVセミナーの開催や市立中学校3年生を対象にデートDV啓発冊子を配布するなどし、 若年層を対象に早期からの意識啓発につなげました。
	・ DV被害者に対する相談窓口を設置したほか、母子・父子自立支援員等による相談や男女共同参 画やすらぎ相談を実施するなど、相談体制の充実に努めました。
	・ 妊娠・出産に関する支援として、産後ケア事業で、育児相談、授乳相談を行いました。また、健康診査、がん検診等の集団検診を実施したほか、子宮頸がん、乳がんなどのがん検診の無料クーポンを交付し受診率の向上に努めました。
	・ 多様な性に対する理解を深められるよう市民向けの啓発をする必要があります。
	・ DVに関する正しい理解と防止するための意識啓発を継続して行う必要があります。
課題	・ 妊娠中から出産後に至る切れ目ない支援として、産後ケア事業等の拡充を行います。また、安心 して健(検)診を受診できる体制を整え、健康診査やがん検診の受診勧奨を行う必要があります。
	・ ひとり親家庭や、高齢者、障害者、外国人等を支援するため、引き続き相談に応じるとともに、 関係機関との連携を図る必要があります。

第2次計画における数値目標の状況は、以下のとおりとなっています。

		実績	令和3年度	
番号	項目	平成 27 年度 計画策定時	令和2年度	目標値
1	「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に同 感しない人の割合	50.3%	54.0%	70.0%
2	滋賀県「男女共同参画社会づくり副読本」の活 用率 ※1	83.0%	45. 2%	100%
3	審議会等の女性委員の割合	35.3%	35.0%	40.0%
4	職場の中で不平等と感じている人の割合 ※2	42.2%	59.3% (参考値)	25.0%
5	一時保育実施箇所数	5 箇所	14 箇所	13 箇所
6	延長保育実施箇所数	12 箇所	17 箇所	15 箇所
7	病児保育実施箇所数		3 箇所	3 箇所
8	学童保育所実施箇所数	29 箇所	37 箇所	34 箇所
9	学童保育所利用者数(4月1日現在)	1,077人	1,561人	1,667人
10	待機児童数(10月1日現在)	98 人	87 人	0人
11	地域密着型サービス施設整備率 ※3	83.0%	86.2%	100%
12	グループホーム(障害)利用者数	161 人	189 人	186 人
13	認知症啓発サポーター養成講座参加者総数	20,044 人	24,603人	27,000人
14	女性の代表者がいる自治会の割合	1.7%	2.3%	3.0%
15	地域社会の中で不平等と感じている人の割合 ※2	46.2%	55.7% (参考値)	30.0%
16	健康づくりに取り組んでいる人の割合	42.3% (平成28年度)	46.9%	46.3%

^{※1} 市内の小・中学校で「男女共同参画社会づくり児童生徒用副読本」が活用されている割合(%)

^{※2} 平成 27 年度 (2015 年度) 調査では「あまり平等でない」「平等でない」と回答した人の割合の合計を、令和 2 年度 (2020 年度) 調査では「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」」と回答した人の割合の合計を示したもの (%)

国・県の調査との整合を考慮して、「平等」についての設問から、より程度の小さい性差を捕捉するため、「性別の優遇」 についての設問に変更したことで、当該割合が大きくなっている。

^{※3} 目標とする地域密着型サービス施設総数を100としたとき、現在、整備できている施設総数の割合を示したもの(%)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と指針

(1) 理念

多様性を認め合い みんなが幸せになれるまち 東近江市

全ての人の人権が尊重され、一人一人の個性を認め合いながら、誰もが幸せを実感できる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 指針

この計画では、今後の施策の方向を示す三つの指針を掲げ、市、市民及び事業者がパートナーシップのもと、協働して男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めます。

指針1 個性を認め合う人づくり

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も国籍も性的指向・性自認(性同一性)*に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、共生できる社会の実現にもつながります。そのため、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場において、男女共同参画の意識づくりに向けた学習に取り組めるよう、市民への広報、啓発及び学習機会を充実させるとともに、男女共同参画の視点に立った教育を推進し、一人一人の個性を認め合う人づくりを進めます。

指針2|離もが生き生きと活躍できる環境づくり|

豊かで活力ある社会の実現のためには、一人一人が責任をもって家庭や地域、職場での活動を担い、あらゆる分野に参画できることが大切です。そのため、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、生き生きと活躍できる環境づくりを進めます。

指針3 全ての人が安心して暮らせる社会づくり

全ての人が様々なライフステージを通じて、健康で安心して暮らせる生活環境を整えることは、男女共同参画社会形成の基盤です。そのため、誰もが生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう取り組むとともに、男女間等の暴力の根絶、様々な困難を抱えている人への支援の充実など、全ての人が安心して暮らせる社会づくりを進めます。

[※]性的指向・性自認(性同一性):性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念である。

2 目標

これまでの取組課題や現状を踏まえ、計画の理念を実現するため、次の5項目を目標として 設定します。

目標1:男女共同参画の理解と意識の浸透

男女共同参画社会を実現するためには、生まれながらの性差とその特性を前提としながら、 男女共同参画について正しく理解することが重要です。そのため、固定的な性別役割分担意識 をはじめ、男性・女性のみならず性差に関する偏見や無意識の思い込み(アンコンシャス・バ イアス)の解消に向けた教育や啓発に取り組み、男女共同参画への正しい理解と意識の浸透を 図ります。

目標2:女性が活躍できる環境の実現

女性が出産・子育てをしながら働き続けられるなど、本人が希望する多様な働き方や暮らし 方ができるよう支援します。また、あらゆる分野において、女性が自らの意思で活躍すること ができるよう、「エンパワーメント」を推進し、地域活動や経営への参画や起業ができる環境 づくりに取り組みます。

目標3:自分らしいワーク・ライフ・バランスが選択できる社会の実現

仕事は「外」で行うことを前提とする従来の「ワーク・ライフ・バランス」のあり方を見直すとともに、「ワーク・ライフ・バランス」についての企業や事業所における理解の促進やテレワーク等の多様で柔軟な働き方の活用を支援するなど、自分らしいライフスタイルを選択できる社会づくりに取り組みます。

目標4:家庭や地域における男女共同参画の実現

男女が共に家事、育児、介護等に参画することは、働き方や暮らし方の選択肢を増やし、孤立化を防ぐことにもつながります。そのため、共に支え合う環境づくりに取り組みます。また、豊かで活力ある地域社会を築くために、男女が共に地域の様々な活動や方針決定に参画できる環境づくりにも取り組みます。

目標5:人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

全ての人の人権が尊重されるとともに、誰もが生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らすことができる社会づくりを進めます。また、男女間のあらゆる暴力は重大な人権侵害として、暴力の根絶や防止及び被害者等の支援に取り組みます。さらに、ひとり親家庭や、高齢者、障害者、外国人であること等を理由とした困難を抱えている人々が安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

3 計画の施策体系

多様性を認め合い みんなが幸せになれるまち 理念 東近江市 1 個性を認め合う人づくり 指針 2 誰もが生き生きと活躍できる環境づくり 3 全ての人が安心して暮らせる社会づくり 標 目 策

(1) 広報・啓発活動の充実

男女共同参画の 理解と意識の浸透

- (2) 市民への学習機会の充実 (3) 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- (4) 男女共同参画の推進に取り組む市民団体・グループの 活動支援

2 女性が活躍できる 環境の実現

- (1)様々な分野における女性の活躍推進
- (2)企業・事業所における女性の活躍推進
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

3 自分らしいワーク・ ライフ・バランスが 選択できる社会の実現

- (1) ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進
- (2) 育児・介護等の支援

家庭や地域における 男女共同参画の実現

- (1) 男性の家庭生活への参画の促進
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 防災における男女共同参画の推進

5 人権が尊重され、 誰もが安心して 暮らせる社会の実現

- (1) 人権尊重についての意識の醸成
- (2) DV (ドメスティック・バイオレンス) 対策の推進
- (3) 生涯を通じた健康づくりへの支援
- (4) 社会的支援を必要とする人への対応の推進

計画の推進

- 1 庁内推進体制の充実
- 2 計画の進行管理
- 3 市民、事業者等との連携
- 4 国、県等関係機関との連携

第4章 具体的施策の内容

目標1 男女共同参画の理解と意識の浸透

【取組の方向】

一人一人がお互いを尊重しながら、主体的で多様な選択ができ、自分らしい生き方ができる 男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識をはじめ、男女のみならず、 性差に関する偏見や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消し、誰もが男女共 同参画について正しく理解することが大切です。

そのため、様々な機会を通して広報・啓発活動を行い、市民への情報提供や学習機会の充実 を図ります。また、学校教育においては、男女共同参画の視点に立った教育を推進し、次代を 担う子どもたちに男女共同参画の意識を育みます。

施策(1)

広報・啓発活動の充実

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
1	男女が共に社会を担 う意識づくり	男女共同参画週間に合わせて、街頭啓発を実施するほか、広報ひがしおうみ、市ホームページ、東近江スマイルネット等を活用し、広く市民へ広報、啓発を行います。	人権・男女共同参画課
2	固定的な性別役割分 担意識等の解消に向 けた意識啓発	固定的な性別役割分担意識や性差に関する 偏見や無意識の思い込み (アンコンシャス・ バイアス) の解消に向けて、男女共同参画出 前講座による地域への啓発をはじめ、広報ひ がしおうみ、市ホームページ等を通して意識 啓発に取り組みます。	人権・男女共同参画課
3	男女共同参画に関する資料・情報の提供	男女共同参画に関する資料、情報を収集し、 市民への情報提供に努めます。	人権·男女共同参画課 図書館

番号	具体的施策	内容	担 当 課
4	市民等への学習機会の提供	男女共同参画社会づくりについての理解を 深めるため、幅広い世代の市民を対象に講 座・セミナー等を開催します。	人権・男女共同参画課
5	団体・グループ等の 学習支援	男女共同参画の意識が広まるよう、団体やグループ等に向け、学習情報を提供します。	人権·男女共同参画課 生涯学習課
6	事業所内研修の推進	働く場での男女共同参画を促進するため、事 業所内で研修が行われるよう働きかけます。	商工労政課
7	子育て期にある男女の学習参加支援	子育て期の男女が共に学習の場に参加しや すくするため、開催会場において乳幼児一時 保育の実施を推進します。	人権・男女共同参画課

施策(3)

男女共同参画の視点に立った教育の推進

番号	具体的施策	内容	担 当 課
8	教育・保育関係者へ の研修の推進	男女共同参画社会の理解と意識醸成のため、 教育・保育関係者に対する研修の充実を図り ます。また、性の多様性に配慮した指導・支 援が実践されるよう、教育・保育関係職員の 研修を行います。	学校教育課 幼児課
9	児童・生徒向け副読 本の活用	児童・生徒向け男女共同参画社会づくり副読本(滋賀県作成)が、市内の小学校・中学校 で活用されるよう取り組みます。	学校教育課
10	多様な選択を可能に する指導の推進	児童・生徒の一人一人が主体的に多様な進路 選択ができるよう、学校や地域でキャリア教 育*、キャリア形成*を支援するための指導を 行い、進路指導の充実を図ります。	学校教育課

_

^{**}キャリア教育:キャリアとは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自分らしい生き方を実現していくことをいう。キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

[※]キャリア形成:勤労や職業に関する経験を積むことや職業に関する専門的な知識や技術を身につけること。

施策(4)

男女共同参画の推進に取り組む市民団体・グループの活動支援

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
11	男女共同参画推進員 会等の活動支援	東近江市男女共同参画推進員会等の活動を 支援し、啓発活動の充実を図ります。	人権・男女共同参画課

<計画の目標値>

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
「社会全体における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた 人の割合	15. 2%	30.0%
滋賀県「男女共同参画社会づくり副読本」の活用率**	45. 2%	85. 0%

[※]滋賀県「男女共同参画社会づくり副読本」の活用率:市内の小・中学校で「男女共同参画社会づくり児童生徒用副読本」が活用されている割合(%)

目標2 女性が活躍できる環境の実現

【取組の方向】

あらゆる分野において、女性の活躍が進み、政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、持続可能な社会を生み出すとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

そのため、女性が出産・子育てをしながら働き続けられるなど、本人が希望する働き方や暮らし方が選択できるよう、学習機会や情報の提供を行い、相談窓口の充実を図るとともに、男女の均等な雇用機会と待遇の確保など就業環境の整備について企業、事業所等に働きかけます。

また、女性の意見が市政に反映されるよう、各種審議会や委員会への女性委員の参画を促進するなど、政策・方針決定過程の場へ男女が共に参画する機会の拡大を図ります。

施策(1)

様々な分野における女性の活躍推進

番号 容 担 当 課 具体的施策 内 講座や研修等の学習機会を通して、各分野 リーダーとなる人材 においてリーダーシップを発揮できる人 人権・男女共同参画課 12 の育成 材の育成に努めます。 農業水産課 農業、林業、商工業等に関わる女性が活躍 農林業、商工業等に 13 できる環境を整えるため、学習機会や情報 林業振興課 おける取組の支援 の提供を行います。 商工労政課 農業に携わっている女性と農業を始めて みたい女性の交流の場を設け、女性の新規 農業水産課 女性の新規就農者に 14 就農を促進するとともに、就農された女性 対する支援 農業委員会事務局 同士のネットワーク化を図り、女性就農者 の経営が向上するよう支援します。 家族で取り組む農業経営における働き方 等の見直しを行い、男女が共に家事・育児 を行える環境づくりや役割分担、労働に見 家族経営協定*の締 15 農業委員会事務局 合った報酬が得られ、経済的自立が図れる 結推進 よう、家族経営協定締結の推進に努めま す。 起業を目指す女性に対して必要な知識や 女性の起業に対する 16 情報を提供するとともに、関係機関と連携 商工労政課 支援 し、支援に努めます。

-

[※]家族経営協定:家族農業経営に携わる各世帯員が意欲とやりがいを持って、経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境について話し合い、文書で取決めを行うもの。

17	女性のエンパワー メントの促進	女性の様々な分野へのチャレンジを支援するため、学習機会、相談等の情報提供を行い、 女性の社会活動の促進を図ります。	人権・男女共同参画課
18	女性の就労支援	関係機関と連携し、女性の就業継続や再就職 等就労に関する情報提供を行うとともに、相 談窓口の充実を図り、女性の就労支援に努め ます。	人権·男女共同参画課 商工労政課

施策(2)

企業・事業所における女性の活躍推進

番号	具体的施策	内容	担 当 課
19	男女雇用機会均等 法等の周知	男女雇用機会均等法等の法令の周知を図る とともに、男女の賃金格差の是正や男女共 同参画に関する理解が進むよう企業、事業 所等に働きかけます。	商工労政課
20	キャリア形成教育 の推進	個々の能力が発揮できるよう社内教育やキャリアアップ研修の開催を企業、事業所等 に働きかけます。	商工労政課
21	職場における女性 の参画拡大	企業、事業所において女性の意欲や能力に 応じた職域拡大や管理職登用が更に進むよ う啓発に努めます。	商工労政課 人権·男女共同参画課

施策(3)

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
22	審議会等委員への女性の参画拡大	女性の意見が市政に反映できるよう、法令、 条例、要綱等により設置された各種審議会 や委員会へ女性委員の参画の拡大を図りま す。	人権・男女共同参画課 関係各課

<計画の目標値>

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
審議会等の女性委員の割合	35.0%	40.0%
「職場における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の 割合	21. 2%	30.0%

目標3 自分らしいワーク・ライフ・バランスが選択できる社会の実現

【取組の方向】

共働き世帯が増加する中、依然として家事や育児、介護といった家庭におけるケアワークを 女性が多く負担している状況であり、就労を希望しながら実現できていない女性や、働いてい ても希望に応じた働き方を選択できていない女性も少なくありません。

一方で、男性自身が家庭生活への参画を望んでいても、長時間労働や休暇の取りにくさから、 その実現が困難であるといった状況も改善すべき課題として残されています。

そのため、女性も男性も全ての人が仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などを自ら希望するバランスで展開できるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の見直しや、在宅勤務を含むテレワーク、時差出勤やフレックスタイムなどの多様で柔軟な働き方を推進するとともに、育児や介護等のサービスの充実を図ります。

施策(1)

ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
23	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進	市民や事業所に対して、テレワーク等の柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの必要 性について理解を深めるため、啓発を行いま す。	人権·男女共同参画課 商工労政課
24	職場環境づくりの推 進	長時間労働の抑制や育児・出産、介護に当たる男女が共に休業制度や時差出勤、フレックスタイムなどを活用し、仕事と生活が両立できる職場環境づくりを推進するため、啓発を行います。	商工労政課 人権·男女共同参画課
25	企業、事業所等の取 組促進	市内事業所のワーク・ライフ・バランスの推 進に関する取組の事例について情報提供に 努め、企業、事業所等の取組促進を図ります。	商工労政課 人権·男女共同参画課

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
26	多様な保育サービ	乳児保育、延長保育、病児保育、障害児保育、一時保育、幼稚園における預かり保育等、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。	対児課 分別で支援センター こども政策課 なり児施設課
20	スの充実	ファミリー・サポート・センター [*] の周知や 事業の推進に努めます。	子育て支援センター
		関連機関と連携し、子育て中の親への子育 てに関する情報提供に努めます。	こども政策課
27	学童保育所の充実	学童保育所の指導員の保育の質や専門性の 向上を図るため、指導員研修の充実に努め ます。また、児童が安心して利用できる学 童保育所の設置に努めます。	
		保育所、認定こども園における「親子教室」 等男女が共に子育てについて学べる学習機 会の充実を図ります。	幼児課
28	 子育て支援の充実	子育て中の親が気軽に交流や相談できる地 域子育て支援拠点事業を推進します。	子育て支援センター
		関係機関や地域サポートとの連携のもと、 子どもや家庭に関する相談に対応するとと もに、児童虐待が未然に防止されるよう実 態把握に努め、各家庭の状況に応じた支援 の充実を図ります。	こども相談支援課 学校教育課
29	多様な介護サービ スの充実	男女が共に責任を持ち、社会全体で支える 介護を推進するため、必要な介護サービス 及び介護予防サービスが利用できるよう社 会基盤の整備を進めます。また、障害福祉 サービスについてもニーズを把握し、サー ビス提供体制の整備に努めます。	長寿福祉課障害福祉課

^{**}ファミリー・サポート・センター:子育てのお手伝いをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(協力会員)が会員登録をし、センターのアドバイザーが橋渡し役となって、会員同士が有料で援助し合う会員組織のこと。

<計画の目標値>

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
学童保育所実施箇所数	37 箇所	43 箇所
学童保育所利用者数(4月1日現在)	1,561人	1,723人
待機児童数(4月1日現在)	40 人	0人
地域密着型サービス施設整備率※	86. 2%	100%
グループホーム(障害)利用者数	189 人	214人
認知症啓発サポーター養成講座受講者数	280 人	1,000人

-

 $^{^{**}}$ 地域密着型サービス施設整備率:目標とする地域密着型サービス施設総数を 100 としたとき、現在、整備できている施設総数の割合を示したもの(%)

目標4 家庭や地域における男女共同参画の実現

【取組の方向】

少子高齢化や人口減少が続き社会構造が変化するとともに、働き方や暮らし方も多様化しています。その中で、家庭や地域活動における役割も、性別に関わりなく互いに協力し合い、バランスよく担うことが大切です。家庭や地域活動などの多様な活動の場に参画することは、地域の活性化につながるとともに、一人一人の人生を豊かなものにします。そのため、男女が互いに支え合い、責任も分かち合いながら家庭生活を担い、多様な地域活動の場に参画できる環境づくりに努めます。

また、防災分野においても、女性と男性が災害から受ける影響の違いに十分に配慮した災害 対応が必要とされ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策が求められています。それゆえ、 災害時あるいは災害復興について、女性の意見が反映されるよう、災害対策決定の場や防災活 動の場に女性が参画できる仕組みづくりに努めます。

施策(1)

男性の家庭生活への参画の促進

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
30	広報・啓発の充実	日常生活における家事分担等を性別によらず、家族が協力し担っていく環境づくりを進めるため、男性の家事、育児、介護等への参画について啓発を行います。	人権・男女共同参画課
31	学習機会の提供	男女が共に協力して家事、育児、介護等を担 えるよう、学習機会の提供を行います。	人権·男女共同参画課 生涯学習課 長寿福祉課
32	子育て参加の促進	子育てに関する教室、サロン等への父親参加 を促進するため、広報・啓発活動を行います。	子育て支援センター 健康推進課

施策(2) 地域活動における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
33	地域活動への男女共 同参画	男女が共に地域活動に参画するとともに、自 治会をはじめとする地域団体等において女 性が積極的に運営方針決定に参画できるよ う働きかけます。	まちづくり協働課 人権・男女共同参画課
34	地域活動における女 性リーダーの育成	まちづくり協議会等において、活躍する女性 リーダーを育成します。	まちづくり協働課
35	自治会での学習活動 の充実	男女共同参画推進員による出前講座の実施 や市民に配布する人権学習冊子での啓発等、 地域での学習会の充実に努めます。	生涯学習課 人権·男女共同参画課

施策(3)

防災における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	内容	担 当 課
36	災害時における男女 共同参画の推進	災害時における性別役割分担意識や性差に 起因する諸問題を解消するため、男女のニー ズの違い等男女双方の視点による適切な配 慮が図れるよう、啓発と体制づくりに努めま す。	防災危機管理課
37	防災に関する知識の 普及	地域の防災活動を高めるため、防災に関する 知識の普及を行うとともに、自主防災組織へ の女性の参画を推奨するなど、男女共同参画 の視点を取り入れた防災活動に取り組む体 制づくりの普及に努めます。	防災危機管理課

<計画の目標値>

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
女性の代表又は副代表がいる自治会の割合	4.0% (令和3年度)	6.0%
自治会やまちづくり協議会等の地域活動又はNPOやボランティア等の活動への女性の参加率	40.4%	50.0%
「地域社会における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた 人の割合	23. 9%	30.0%

目標5 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

【取組の方向】

全ての人の人権が尊重され、生涯を通じて心身ともに健康で安心して豊かに暮らせることは、 男女共同参画社会を実現する上でも重要です。

そのため、様々な機会を通して人権尊重についての意識啓発を図ります。また、配偶者や交際相手からの暴力(DV)は重大な人権侵害として、男女間のあらゆる暴力の根絶や防止するための意識啓発を行い、被害者の支援、相談体制の充実を図ります。

さらに、生涯を通じた健康づくりへの支援に取り組むほか、ひとり親家庭、高齢者、障害者、 外国人であること等を理由とした困難を抱えている人々が地域で安心して自立した生活がで きるよう、相談体制の充実を図り情報提供を行うなど総合的な支援に努めます。

施策(1)

人権尊重についての意識の醸成

番号	具体的施策	内容	担 当 課
38	男女の人権に関する 啓発活動	人権のまちづくり町別懇談会等を通じて男 女の人権に関する啓発に努めます。	生涯学習課 人権·男女共同参画課
39	不適切な性・暴力表 現等の排除に向けた 取組	青少年の健全育成のため、身近な環境における有害図書等の排除に努めます。	生涯学習課
40	ハラスメント等の対 策の推進	企業、事業所における相談・支援体制を充実 させるため、事業所訪問などを通じた啓発に より、セクシュアル・ハラスメント等の人権 に関する窓口担当者の設置を促進します。	商工労政課
41	多様な性の尊重	LGBT等性的マイノリティ [*] に対する理解を深め、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる社会に向けて、多様な性を尊重する意識の醸成に努めます。	人権・男女共同参画課

^{**}性的マイノリティ:性的少数者、セクシュアル・マイノリティともいう。主にLGBT等のことを指す。

施策(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
42	あらゆる暴力を防止 するための意識啓発	講座の開催、広報ひがしおうみ、市ホームページの活用等、あらゆる方法でDV、性暴力、ストーカー行為等の防止に向けた啓発に努めます。	人権・男女共同参画課
43	若年層に対する意識 啓発	交際相手からの暴力(デートDV)に関する 認識向上のため、若年層に対する予防啓発、 教育・学習を実施します。	人権・男女共同参画課
44	相談体制の充実	DV被害者に対する相談窓口として周知を 図るとともに、関係機関と連携のもと、相 談・支援体制を強化します。	こども相談支援課 人権・男女共同参画課
45	被害者の支援に対する取組	関係機関との連携による一時保護等、DV被 害者に対する迅速な支援に努めます。	こども相談支援課
46	被害者の自立に向けた支援の充実	DV被害者の個別の状況に応じた自立支援 を行い、関係機関と連携しながら支援を実施 します。	こども相談支援課
47	子どもに対する支援	DVがある家庭環境下で心理的・身体的被害 を負っている子どもに対し、関係機関と連携 し、安全確保や相談等の支援を行います。	こども相談支援課

施策(3) 生涯を通じた健康づくりへの支援

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
48	妊娠・出産に関する 支援	妊娠・出産、不妊症及び不育症について、 保健指導と相談等の充実に努め、切れ目な い支援を行います。	健康推進課
49	健康な身体づくり の推進	男女が生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、健康診査やがん検診の受診勧 奨や生活習慣の改善等について啓発や保健 指導を行います。	健康推進課 保険年金課 地域医療政策課
50	発達段階に応じた 性教育の推進	教育・保育の場において生命と性を尊重する意識の醸成を促進するため、発達段階に応じた性に関する指導を行うとともに、家庭での性教育を推進するため、保護者に対しても性教育に関する情報提供に努めます。	学校教育課 幼児課
51	性感染症の予防の ための正しい知識 の普及	エイズなどの性感染症の予防に関する情報 提供や啓発活動を行います。	学校教育課 健康推進課

施策(4)

社会的支援を必要とする人への対応の推進

番号	具体的施策	内 容	担 当 課
		ひとり親家庭の日常生活に支障が生じた場合、必要に応じて子育て支援や生活援助等 の支援を行います。	こども政策課
52	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立を目指し、関係機関と 連携しながら、職業訓練の紹介、資格取得 講座の案内等を行い、就労を支援します。	こども政策課
		ひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援 員等による相談を実施することで不安の軽 減を図り、自立に必要な情報提供・支援を 行います。	こども政策課
53	高齢者、障害者、外 国人等への支援	高齢者、障害者、外国人等が地域で安心し て自立した生活ができるよう、相談体制の 充実や情報提供等の支援を行います。	市民生活相談課 長寿福祉課 障害福祉課 人権・男女共同参画課

<計画の目標値>

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
DVの相談先を知っている市民の割合	75.3%	85.0%
子宮頸がん検診受診率**	11.9%	50.0%
乳がん検診受診率*	15. 5%	50.0%

[※]子宮頸がん検診受診率:令和2年度分地域保健・健康増進事業報告より東近江市国民健康保険加入者 子宮頸がん検診(20~74歳)受診率

 $^{^{**}}$ 乳がん検診受診率:令和 2 年度分地域保健・健康増進事業報告より東近江市国民健康保険加入者 乳がん検診(40~74 歳)受診率

計画の目標値一覧

	目標		指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	男女共同参画の 1 理解と意識の浸	1	「社会全体における男女の地位の平等感」について 「平等」と答えた人の割合	15. 2%	30.0%
'	透透	2	滋賀県「男女共同参画社会づくり副読本」の活用率 ※1	45. 2%	85.0%
2	女性が活躍でき	3	審議会等の女性委員の割合	35.0%	40.0%
	る環境の実現	4	「職場における男女の地位の平等感」ついて「平等」 と答えた人の割合	21. 2%	30.0%
		5	学童保育所実施箇所数	37 箇所	43 箇所
		6	学童保育所利用者数(4月1日現在)	1,561人	1,723人
3	自分らしいワー ク・ライフ・バラ	7	待機児童数(4月1日現在)	40 人	0人
3	ンスが選択でき る社会の実現	8	地域密着型サービス施設整備率 ※2	86.2%	100%
		9	グループホーム(障害)利用者数	189 人	214 人
		10	認知症啓発サポーター養成講座受講者数	280 人	1,000人
		11	女性の代表又は副代表がいる自治会の割合	4.0% (令和3年度)	6. 0%
4	家庭や地域における男女共同参画の実現	12	自治会やまちづくり協議会等の地域活動又は NPOやボランティア等の活動への女性の参加率	40.4%	50.0%
		13	「地域社会における男女の地位の平等感」について 「平等」と答えた人の割合	23. 9%	30.0%
	人権が尊重され、	14	DVの相談先を知っている市民の割合	75.3%	85.0%
5	誰もが安心して 暮らせる社会の	15	子宮頸がん検診受診率 ※3	11.9%	50.0%
	実現	16	乳がん検診受診率 ※4	15. 5%	50.0%

^{※1} 市内の小・中学校で「男女共同参画社会づくり児童生徒用副読本」が活用されている割合(%)

^{※2} 目標とする地域密着型サービス施設総数を 100 としたとき、現在、整備できている施設総数の割合を示したもの(%)

^{※3} 令和2年度分地域保健・健康増進事業報告より東近江市国民健康保険加入者 子宮頸がん検診(20~74歳)受診率

^{※4} 令和2年度分地域保健・健康増進事業報告より東近江市国民健康保険加入者 乳がん検診(40~74歳)受診率

第5章 計画の推進

「第3次東近江市男女共同参画推進計画」は、男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢の変化や本市の特性を踏まえながら、市民、事業者等と行政が連携して、総合的な推進を図ります。

1 庁内推進体制の充実

- 市の男女共同参画関連施策を総合的に推進するため、「東近江市男女共同参画推進本部」 を設置し、庁内関係部署との一層の連携を図ります。
- 公募委員や学識経験者等の委員で構成する「東近江市男女共同参画審議会」において、 男女共同参画の推進に関する必要な事項や重要事項を調査審議します。
- 本市における関連する計画、施策との整合を保ち、総合的な施策展開に努めます。

2 計画の進行管理

○ 毎年度、推進施策の実施状況を点検・評価し、次年度以降の事業に反映させます。実施状況については公表します。

3 市民、事業者等との連携

○ 男女共同参画社会の実現のため、市民、地域の団体、企業、事業所等との連携を深め、協力して事業を推進します。

4 国、県等関係機関との連携

○ 国、県及び関係機関との連携を図るとともに、他市町との情報交換等を行い、計画の 効果的な推進に努めます。

資 料 編

- ・男女共同参画に関する年表
- · 東近江市男女共同参画推進条例
- 東近江市男女共同参画推進条例施行規則(審議会委員名簿)
- · 東近江市男女共同参画推進本部規程
- · 男女共同参画社会基本法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ・用語解説

男女共同参画に関する年表

(1)世界・国・滋賀県の動き

	1 /4/	は見完の割ら	_	
		世界	国	滋賀県
昭和50年		· 国際婦人年世界会議	・総理府に婦人問題企画	
(1975年)		(メキシコシティ)	推進本部を設置	
		開催、「世界行動計	· 婦人問題企画推進会議	
		画」採択	開催	
			· 総理府婦人問題担当室	
			が業務開始	
昭和51年		・「国連婦人の十年」	・「女子教育職員及び看	
(1976年)		(1976年~1985年)	護婦、保母等の育児休業	
		始まる 	に関する法律」施行	
			・「民法等の一部を改正	
			する法律」施行(離婚後	
			の氏の選択自由)	W += = /= / == = = /- /- /- /-
昭和52年			・婦人問題企画推進本部	· 滋賀県婦人問題連絡協
(1977年)			「国内行動計画」策定	議会設置
				・滋賀県婦人問題懇談会
HT 1-50 (-)				設置
昭和53年				・商工労働部労政課婦人
(1978年)	国			対策係設置
昭和54年	連	・ 国連総会「女子差別		
(1979年)	婦婦	撤廃条約」採択		
昭和55年	人	・「国連婦人の十年」		
(1980年)		中間年世界会議(コ		
	<i>の</i>	ペンハーゲン) 開催、		
	+	「国連婦人の十年後		
	年	半期行動プログラ		
		ム」採択		
昭和56年		· ILO総会「家族的責	· 婦人問題企画推進本部	
(1981年)		任を有する男女労働	「国内行動計画後期重	
		者の機会及び待遇の	点目標」策定	
		均等に関する条約(第	・「民法及び家事審判法	
		156号条約)」採択	の一部を改正する法律」	
			施行(配偶者の相続分引	
			上げ等)	
昭和57年			・「母子福祉法の一部を	
(1982年)			改正する法律」施行	
			(寡婦も母子家庭に準	
			じた取扱い)	

		世界	国	滋 賀 県
昭和58年(1983年)	国連			「滋賀の婦人対策の方向~婦人の地位向上をめざして~」策定・滋賀県婦人問題懇話会設置
昭和59年(1984年)	達婦 人 の	・ 「国連婦人の十年」 エスカップ地域政府 間準備会議(東京) 開催		・ 商工労働部労政婦人課 設置
昭和60年(1985年)	4	・ 「国連婦人の十年」 ナイロビ世界会議開 催、「婦人の地位向上 のためのナイロビ将 来戦略」採択	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 (父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61年 (1986年)			・ 「男女雇用機会均等法」 施行	・ 県立婦人センター開所
昭和62年 (1987年)			・婦人問題企画推進本部 「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988年)			・ 農水省「農山漁村婦人の 日」設定	
平成元年 (1989年)			・ 文部省、新学習指導要領 告示(高等学校家庭科の 男女必修化及び中学校技 術・家庭科における男女 同一の履修の取扱い)	知事直属婦人行政課設置滋賀県婦人行政推進本部 設置
平成2年 (1990年)		「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・ 「男女共同参加型社会づ くり滋賀県計画」策定
平成3年 (1991年)			・婦人問題企画推進本部 「西暦2000年に向けての 新国内行動計画(第一次 改定)」策定	
平成4年 (1992年)			· 婦人問題担当大臣設置	・婦人行政課を女性政策課に課名改称・滋賀県婦人行政推進本部を滋賀県女性政策推進本部に改称・滋賀県婦人問題懇話会を滋賀県女性問題懇話会に改称

	世界	国	滋賀県
平成5年	・ 国連世界人権会議(ウィ	・「パートタイム労働法」	
(1993年)	ーン)開催、「ウィーン	施行	
	宣言及び行動計画」採択		
	・ 国連総会「女性に対する		
	暴力の撤廃に関する宣		
T-40+	言」採択		
平成6年	・国際人口・開発会議(カ	・総理府に男女共同参画	・「男女共同参画社会づ
(1994年)	イロ)開催	室及び男女共同参画審	くり滋賀県計画(第1次
		議会設置・中間※四十年なるが見	改定)」策定
		・ 内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推	
		こりる男女共同参画推 進本部設置	
平成7年	 ・ 第4回世界女性会議(北	選挙部設置 ・「育児・介護休業法 成立	 ・「湖国農山漁村女性プ
(1995年)	京)開催、「北京宣言」	(介護休業制度は、平成11	ラン」策定
(19954-)	及び「行動綱領」採択	年施行))
平成8年	77.0 [17.23][17.2] [17.4]	・ 男女共同参画審議会	
(1996年)		「男女共同参画ビジョン」	
(1000)		答申	
		· 男女共同参画推進本部	
		「男女共同参画2000年	
		プラン」策定	
平成9年		・「男女雇用機会均等法」	· 企画県民部男女共同参
(1997年)		改正	画課設置
		・「労働基準法」一部改正	・県立婦人センターを県
		・ 「育児・介護休業法」	立女性センターに改称
		一部改正	・滋賀県女性政策推進本
			部を滋賀県男女共同参
			■推進本部に改称・滋賀県女性問題懇話会
			を滋賀県男女共同参画
			を 磁質
平成10年		 ・ 男女共同参画審議会	・「パートナーしがの強
(1998年)		「男女共同参画社会基	調週間」(10月第2日曜
(1000—)		本法について」答申	日から翌日曜日までの
			8日間)
			· 「滋賀県男女共同参画
			推進計画~パートナー
			しが2010プラン~」策定

	世界	国	滋賀県
平成11年(1999年)		・「男女雇用機会均等法」 改正・「男女共同参画社会基本法」施行・「食料・農業・農村基本法」施行	
平成12年(2000年)	・ 国連特別総会 女性2000 年会議(ニューヨーク) 開催、「政治宣言」及び 「成果文書」採択	・「介護保険法」施行・「児童虐待の防止等に関する法律」施行・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行・「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年(2001年)		・省庁再編により内閣府 男女共同参画局に改組・男女共同参画会議設置・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」(DV防 止法)施行	
平成14年(2002年)			・「滋賀県男女共同参画 推進条例」施行・県立女性センターを県 立男女共同参画センターに改称・滋賀県男女共同参画審 議会設置
平成15年(2003年)		・男女共同参画推進本部 「女性のチャレンジ支援 策の推進について」決定・「次世代育成支援対策 推進法」一部施行・「少子化社会対策基本法」 施行	・政策調整部男女共同参画課に改編 ・「滋賀県男女共同参画計画〜パートナーしが2010プラン(改訂版)〜」策定
平成16年 (2004年)		・ 「DV防止法」改正 ・ 「育児・介護休業法」改正	

	世界	国	滋 賀 県
平成17年(2005年)	・ 国連婦人の地位委員会 「北京+10」(ニューヨー ク) 開催	 ・ 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・ 「介護保険法の一部を改正する法律」一部施行・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	
平成18年(2006年)	・東アジア男女共同参画 担当大臣会合(東京)開 催、「東京閣僚共同コミ ュニケ」採択	・ 「障害者自立支援法」 一部施行 ・ 「男女雇用機会均等法」 改正	
平成19年(2007年)		 ・「パートタイム労働法」 改正 ・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
平成20年(2008年)		・ 「次世代育成支援対策 推進法」改正	 「滋賀県男女共同参画 計画~パートナーしが 2010プラン(第2次改訂 版)~」策定 ・県民文化生活部男女共 同参画課に改編
平成21年 (2009年)		・「育児・介護休業法」改正	
平成22年(2010年)	・ APEC (アジア太平洋 経済協力)「第15回女性 リーダーズネットワー ク会合」(議長国:日本)	・「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	
平成23年(2011年)			・「滋賀県男女共同参画 計画〜新パートナーし がプラン〜」策定・総合政策部男女共同参 画課に改編

	世界	国	滋 賀 県
平成24年(2012年)	・第56回国連婦人の地位 委員会「自然災害におけ るジェンダー平等と女 性のエンパワーメント」 決議案採択		
平成25年 (2013年) 平成26年 (2014年)		・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ・「DV防止法」改正・「次世代育成支援対策推進法」改正	「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」事業開始
平成27年 (2015年)		・ 「女性活躍推進法」公 布・一部施行 ・ 「男女共同参画基本計画 (第4次)」策定	・ 商工観光労働部女性活 躍推進課に組織改編
平成28年(2016年)		・ 「男女雇用機会均等法」 改正 ・ 「育児・介護休業法」改正 ・ 「女性活躍推進法」全面 施行	・「パートナーしがプラン 2020」(滋賀県男女共同 参画計画・滋賀県女性活 躍推進計画)策定 ・滋賀県男女共同参画推進 本部を滋賀県男女共同参 画女性活躍推進本部に改 称
平成30年 (2018年)		・ 「政治分野における男女 共同参画推進法」公布・ 施行	
令和元年 (2019年)		・ 「働き方改革関連法」順 次施行 ・ 「男女雇用機会均等法」 改正 ・ 「女性活躍推進法」改正 ・ 「DV防止法」改正	
令和2年 (2020年)		・ 「男女共同参画基本計画 (第5次)」策定	
令和3年 (2021年)		政治分野における男女 共同参画推進法の改正	・ 「パートナーしがプラン 2025」(滋賀県男女共同参 画計画・滋賀県女性活躍 推進計画)策定

(2)東近江市の動き

	東近江市		
平成17年	・男女共同参画課設置		
(2005年)	・ 「男女共同参画社会をめざす住民意識調査」実施、職員アンケート調査実施		
	・ 男女共同参画キャッチフレーズ公募		
	・男女共同参画リポーター設置		
	・男女共同参画推進本部設置 男女共同参画懇話会設置		
亚出10年	・「東近江市職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」設置		
平成18年	・東近江市男女共同参画懇話会「男女共同参画推進計画策定への提言」		
(2006年)	・ 東近江市男女共同参画推進計画「ともに築く未来プラン」の策定		
平成19年	男女共同参画社会づくり市民会議設置		
(2007年)			
平成23年	・東近江市男女共同参画市民意識調査の実施		
(2011年)	・ 東近江市男女共同参画社会づくり市民会議「男女共同参画推進計画・後期計画策定へ の提言」		
	・ 東近江市男女共同参画推進計画「ともに築く未来プラン」後期計画の策定		
平成24年	_		
(2012年)	・「東近江市男女共同参画を推進する条例策定委員会要綱」設置		
平成25年	・ 「参画の日」(毎年6月23日)設定		
(2013年)	・東近江市男女共同参画を推進する条例策定委員会設置		
平成26年	・ 東近江市男女共同参画を推進する条例策定委員会「東近江市男女共同参画推進条例へ		
(2014年)	の提言」		
	・「東近江市男女共同参画推進条例」制定		
平成27年	・市民環境部人権・男女共同参画課に組織改編		
(2015年)	・「東近江市男女共同参画推進条例」施行		
	・「東近江市男女共同参画審議会」設置(東近江市男女共同参画社会づくり市民会議廃止)		
	・ 「東近江市男女共同参画推進員会」設置(東近江市男女共同参画リポーター廃止) ・ 「東近江市男女共同参画に関する市民意識調査」実施		
平成28年	・東近江市男女共同参画を関する市民感職調査」		
(2016年)	答申		
平成29年			
(2017年)	· 「第2次東近江市男女共同参画推進計画」策定		
令和2年			
(2020年)	・「東近江市男女共同参画に関する市民意識調査」実施		
令和3年			
(2021年)	・ 泉江江市男女共同参画番議会「第3次泉江江市男女共同参画推進計画の基本的な考え方」 答申		
令和4年	H-TF		
(2022年)	· 「第3次東近江市男女共同参画推進計画」策定		
(4044-1)			

○東近江市男女共同参画推進条例

平成 26 年 12 月 19 日 条例第 39 号 (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の もとに、仕事と生活の調和を保ち、子育て、家族の介 護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の 活動に対等に参画できるよう両立することができる こと。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理 念を定め、市と市民の責務を明らかにするとともに、男 女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定 め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男 女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、 経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、 かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学している個人並び に市内で活動している団体及び事業者をいう。
 - (3) 事業者 市内において、事業活動を行う個人、法人等をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が平等に重んじられ、性に 基づく差別的取扱いを受けることなく、互いの特性を 認め合い、それぞれの個性や能力を発揮する機会が均 等に確保されること及びあらゆる人の人権が尊重さ れること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会の 制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選 択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮される こと。
 - (3) 男女が性別にかかわりなく、市の施策又は家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場における意思決定に対等な立場で共同して参画する機会が確保されること及び経済活動の分野において、対等な就業環境のもとに、個人の力が発揮できること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進について の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策 (以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施 するものとする。
- 2 市は、市民、国、滋賀県及び他の地方公共団体と連携 し、協力して男女共同参画を推進するものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、 学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参 画の推進に努めるとともに、市が実施する推進施策に協 力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、 性別にとらわれることなく、均等に参画する機会及び待 遇を確保するとともに、仕事と家庭生活、地域生活等に おける活動とを両立できるよう、職場環境づくりに努め るものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第6条 何人も、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的 又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを 背景とした人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第7条 何人も、広く提供する情報において、前条に規定 する性別を背景とした人権侵害を是認し、又は助長させ る表現を用いないよう配慮しなければならない。

(推進計画)

- 第8条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施する ため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下 「推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、推進計画を定め又は変更しようとするときは、 市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずると

ともに、第17条に定める審議会の意見を聴くものとする。 とする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる 施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しな ければならない。

(附属機関等の委員)

第10条 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するに当たっては、男女のいずれか一方の委員の数が規則で定める率未満とならないよう努めるものとする。

(広報啓発活動)

第11条 市は、市民が男女共同参画への関心及び理解を深められるよう、広報及び啓発活動を行うものとする。

(活動等への支援等)

- 第12条 市は、市民が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、推進施策を積極的に実施している事業者の公表を行うことができるものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年度、推進施策の実施状況について公 表するものとする。

(調査研究等)

第14条 市は、推進施策を効果的に実施するため、必要な 情報収集及び調査研究を行うものとする。

(相談への対応)

第15条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共 同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、 市民から相談があった場合は、関係機関と連携し、対応 するものとする。

(苦情への対応)

第16条 市長は、市が実施する推進施策又は男女共同参画 の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民か ら苦情の申出があった場合は、適切な措置を講ずるもの

(男女共同参画審議会)

- 第17条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を 調査審議するため、東近江市男女共同参画審議会(以下 「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項及び第8条第2項に規定する事項を調 査審議するほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推 進に関する重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織 する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。 ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○東近江市男女共同参画推進条例施行規則

平成27年1月21日 規則第3号

改正 平成27年4月1日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市男女共同参画推進条例(平成26年東近江市条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関等の委員の数)

第2条 条例第10条に規定する「規則で定める率」は、10 分の4とする。

(審議会の構成)

- 第3条 条例第17条に規定する東近江市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、当該委員の男女のいずれか一方の委員の数が総数の10分の4未満とならないものとする。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は 会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長 及び副会長がともに不在の場合は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会の会長は、必要があると認めるときは、会 議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことがで きる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民環境部人権・男女共同参画 課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関 し必要な事項は、審議会に諮り会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

○東近江市男女共同参画審議会委員名簿

任期:令和3年4月1日~令和5年3月31日

(敬称略、順不同)

	,	1.64 1 1.37
氏 名	備考	
神部 純一	学識経験者	会長
青地 弘子	市民・団体代表者	副会長
井尻 久嗣	一般公募	
小森 悦子	"	
工藤 洋二	市民・団体代表者	
森京子	"	
小島 善雄	"	
平田 真弓	"	
端 一美	"	
藤田 彩夏	n	

○東近江市男女共同参画推進本部規程

平成17年2月11日 訓令第27号

改正 平成17年4月1日訓令第62号 平成18年4月1日訓令第10号 平成19年4月1日訓令第19号 平成20年4月1日訓令第7号 平成21年4月1日訓令第20号 平成23年4月1日訓令第13号 平成27年4月1日訓令第14号 平成28年4月1日訓令第614号 平成28年4月1日訓令第8号 平成31年4月1日訓令第8号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画 の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。) を、総合的かつ効果的に推進するため、東近江市男女共 同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置す る。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する基本的かつ総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (3) 男女共同参画施策の推進に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画施策の推進に係る必要な事項 に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、政策監、危機管理監、部長(議会事務局長 及び教育部長を含む。)をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。
- 3 副本部長及び本部員は、それぞれの所掌事務を処理する。

(会議)

- 第5条 推進本部の会議は、本部会とし、本部長が招集する。
- 2 本部会は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、第 2条に規定する所掌事務について審議決定する。

(推進委員会)

第6条 推進本部は、第2条に規定する所掌事務を推進するに当たり、必要に応じ、推進委員会を置くことができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するために、事務局を市民 環境部人権・男女共同参画課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に 関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

附 則(平成17年訓令第62号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令第10号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第19号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53 号)附則第3条第1項の規定により、その任期中に限り、 なお従前の例により在職することとされた収入役の在 職期間中においては、第3条第3項中「教育長」とある のは、「収入役及び教育長」とする。

附 則 (平成20年訓令第7号) この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第20号) この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年訓令第13号) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第14号) この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第8号) この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第10号) この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号 最終改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第一章 総則 (第一条 - 第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策(第十三条 – 第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条 - 第二十八条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の 平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、 国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が 国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女 が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別 にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することが できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となってい る。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公 共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組 を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会 経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実 現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形 成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及 び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計 画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間 の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ とをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての 尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱 いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機 会が確保されることその他の男女の人権が尊重される ことを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等 な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策 又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し て参画する機会が確保されることを旨として、行われな ければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画 社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」とい う。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合 的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同 参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及 びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施 策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会の あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同 参画社会の形成に寄与するように努めなければならな い。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策についての報告を提出しなければな らない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の 形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作 成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同 参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男 女共同参画基本計画」という。)を定めなければならな い。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、 男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求め なければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、 当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都 道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければな らない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず べき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共 同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基 本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。) を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又 は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、 基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置 を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の 下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交 換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相 互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずる ように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」 という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規 定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各 大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調 査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要が あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に 対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男 女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要が あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に 対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって 組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理 大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有す る者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数 の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議 員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満で あってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要 があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視 又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、 説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して も、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び 議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令 で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律、公布の日から施行する。

(以下略)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律

平成13年法律第31号

最終改正 令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第一章総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条 の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五 条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の 平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取 組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現 を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保 護するための施策を講ずることが必要である。このことは、 女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会に おける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配 偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃 であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下 同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言 動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対 する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体 に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又は その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で あった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含 むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止 するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ の適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本 計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す る基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し なければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと

きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府 県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条 において「都道府県基本計画」という。)を定めなけれ ばならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す る基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に 即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村 における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条に おいて「市町村基本計画」という。)を定めるよう努め なければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村 基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言 その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所 その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力 相談支援センターとしての機能を果たすようにするも のとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、 当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機 能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うも のとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずる こと又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介 すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は 心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就 業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等 について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整 その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、 又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して 行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導 を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護 を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者 からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同 じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者 暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努め なければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった と認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力 相談支援センター又は警察官に通報することができる。 この場合において、その者の意思を尊重するよう努める ものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規 定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規 定により通報することを妨げるものと解釈してはなら ない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった と認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶 者暴力相談支援センター等の利用について、その有する 情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する 通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に 対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援セ ンターが行う業務の内容について説明及び助言を行う とともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとす る。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安

委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止 するための措置の教示その他配偶者からの暴力による 被害の発生を防止するために必要な援助を行うものと する。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務 所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百 四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四 号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法 律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、 被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよ う努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員 の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けた ときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるもの とする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶

者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者 と共に生活の本拠としている住居から退去すること 及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を 告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情 を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態 に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその 知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文 書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る 状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成 年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第 一項第三号において単に「子」という。) と同居してい るときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに 足りる言動を行っていることその他の事情があること から被害者がその同居している子に関して配偶者と面 会することを余儀なくされることを防止するため必要 があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令 を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てに より、その生命又は身体に危害が加えられることを防止 するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以 後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算し て六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶 者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項 において同じ。)、就学する学校その他の場所において当 該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する 学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいし てはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子 が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等

の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の 子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親 族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合に あっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、 することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る 事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は 住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁 判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に 掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から 受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大 な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申 立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するため

当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立 ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員 に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実が あるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び 場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号 イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立 書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項につい ての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十 一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受 けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶 者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申 立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求め

られた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求め た事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を 付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決 定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方 が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡 しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかに その旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄す る警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとす る
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力 相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しく は保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に 係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項 の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護 命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記 載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名 称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上 ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、 又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者 暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの 原因となることが明らかな事情があることにつき疎明 があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即 時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命 令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原 裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずるこ とができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による 命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項か ら第四項までの規定による命令が発せられているとき

- は、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければ ならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立て ることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令 を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの 規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、 当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに 抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用 する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定によ る命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を 取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て) 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責 めに帰することのできない事由により当該発せられた 命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日 までに当該住居からの転居を完了することができない ことその他の同号の規定による命令を再度発する必要 があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を 発するものとする。ただし、当該命令を発することによ り当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認め るときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の 適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次 に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号 に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同 項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号 及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の 事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに 掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げ る事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保 護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限 り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用 する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関 する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、 裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係 者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の 心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者 の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとと もに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をし なければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の 人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深める ために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の 防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発 に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のた めの指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるため の方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護 に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の 団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁し なければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を 行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費 用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が 行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が

定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。) に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、 社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う 場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費 田
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相 談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならな い。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの 規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における 共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。) をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手 からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手 からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該 関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者か ら引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当 該暴力を受けた者について準用する。この場合において、 これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二 十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読 み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読 み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の 二に規定する関係に ある相手からの暴力 を受けた者をいう。以 下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は 配偶者であ った者	同条に規定する関係 にある相手又は同条 に規定する関係にあ る相手であった者
第十条第一項から 第四項まで、第十 一条第二二項第二 号、第十二条第一 項第一及が第十八 号まで及び第十八 条第一項	配偶者	第二十八条の二に規 定する関係にある相 手
第十条第一項	離婚をし、 又はその婚 姻が取り消 された場合	第二十八条の二に規 定する関係を解消し た場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する 第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。 次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役 又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二 において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八 条の二において準用する第十八条第二項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載す べき事項について虚偽の記載のある申立書により保護 命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(略)

○女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律

平成27年9月4日法律第64号 最終改正 令和元年6月5日法律第24号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十 条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置(第二十二条一第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活 における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自ら の意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が 尊重されるべきものであることに留意されなければな らない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業 生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び 第五条第一項において「基本原則」という。)にのっと り、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な 施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活に おける活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に 実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関 する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなけ ればならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本 的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策 に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要 な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関 する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県 の区域内における女性の職業生活における活躍の推進 に関する施策についての計画(以下この条において「都 道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものと する。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村 推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項 につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定める ものとする。
 - ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主 行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞な く、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画 を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めると ころにより、これを労働者に周知させるための措置を講 じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画 を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めると ころにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画 に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画 に定められた目標を達成するよう努めなければならな い。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一 般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところ により、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければなら ない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定に よる届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労 働省令で定めるところにより、当該事業主について、女 性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、 当該取組の実施の状況が優良なものであることその他 の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨 の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般 事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する 物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは 通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十 四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大 臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に 同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはなら ない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
 - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認 定一般事業主」という。)については、第八条第一項及 び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところ により、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなけれ ばならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣 の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各 号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り 消すことができる。
 - ー 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すと き。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽 の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に 基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律によ り設立された組合若しくはその連合会であって厚生労

- 働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を 直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定め る要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員で ある中小事業主に対して女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組を実施するための人材確保に関す る相談及び援助を行うものであって、その申請に基づい て、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うた めの厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を 行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認 を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事 しようとするときは、厚生労働省令で定めるところによ り、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募 集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労 働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定に よる届出があった場合について、同法第五条の三第一項 及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二 項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の 三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項 並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をし て労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の 規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従 事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第 三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条 第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準 用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労 働者の募集を行おうとする者 | とあるのは「女性の職業 生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項 の規定による届出をして労働者の募集に従事しようと する者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募 集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」 と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の 規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項 の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に 従事させようとする者がその被用者以外の者に与えよ うとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規 定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四

- 号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募 集に従事する者 | とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項 の相談及び援助の実施状況について報告を求めること ができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届 出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体 に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を 提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法 について指導することにより、当該募集の効果的かつ適 切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更 しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、 採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務 年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に 占める女性職員の割合その他のその事務及び事業にお

- ける女性の職業生活における活躍に関する状況を把握 し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善 すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、 これを定めなければならない。この場合において、前項 第二号の目標については、採用する職員に占める女性職 員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤 務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更 したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための 措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更 したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動 計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければなら ない
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
 - その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両 立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択 に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活 における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立 に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進 するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又 は営もうとする女性及びその家族その他の関係者から の相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助 言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は 当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事 務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に 関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財 政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとす る。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に 資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その 他の特別の法律によって設立された法人であって政令 で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、 予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例 認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍 に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項に おいて「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の 増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主 等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施する ように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生 活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収 集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めると きは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えること ができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項 において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図る ことにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用

な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとと もに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内 閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければ ならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務 に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及 び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十 五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働 大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、そ の一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実

施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定 法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に 違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲 役又は百万円以下の罰金に処する。

- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らし た者
 - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三 十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三 十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万 円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五 十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告 をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五 十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五 十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたとき は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、 各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽 の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則(略)

○政治分野における男女共同参画の推進に 関する法律

平成30年5月23日法律第28号 最終改正 令和3年6月16日法律第67号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公 選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣 官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官 若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村 長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者 として国又は地方公共団体における政策の立案及び決 定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政 治分野における男女共同参画」という。) が、その立案 及び決定において多様な国民の意見が的確に反映され るために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会 基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっ とり、政治分野における男女共同参画の推進について、 その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務 等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同 参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるこ とにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ 積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政 治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院 議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙 において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、 候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保 しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となること を目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野に おける男女共同参画の推進についての基本原則(次条に おいて単に「基本原則」という。)にのっとり、政党そ の他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確 保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関し て必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有す る。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党 その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の 候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団 体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候 補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該 政党その他の政治団体に所属する公選による公職等に ある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又 は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及 び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組む よう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの

(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外に おける当該取組の状況について、実態の調査並びに情報 の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条におい て「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うも のとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推 進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体におけ る社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査 及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共 同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとと もに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の 拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と 妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続 的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分 野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的 に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共 同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する 機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関 心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催 の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに

定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則(略)

用語解説

用語	解説					
ア行						
ウェブ会議	パソコンやスマートフォンなどの機器とインターネット環境を用いて、映像や音声によるオンラインコミュニケーションのもとで行う会 議のこと。					
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を 谷とし、20歳代後半と 40歳代後半が山になるアルファベットのMの ような形になることをいう。					
LGBT	レズビアン(Lesbian 同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(Gay 同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(Bisexual 同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)、トランスジェンダー(Transgender 出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)の頭文字をとった用語のこと。					
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。					
力行						
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が意欲とやりがいを持って、経営に 参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族み んなが働きやすい就業環境について話し合い、文書で取決めを行うも の。					
キャリア教育	キャリアとは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自分ら しい生き方を実現していくことをいう。キャリア教育とは、一人一人 の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる ことを通して、キャリア発達を促す教育のこと。					
キャリア形成	勤労や職業に関する経験を積むことや職業に関する専門的な知識や 技術を身につけること。					
サ行						
ジェンダー	人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー/gender)」という。「社会的性別」は、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。					
ジェンダー・ギャップ指数	各国における男女格差を測る国際的指標で、経済、政治、教育、健康の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。(2021年の日本の総合スコアは0.656)					

持続可能な開発目標(SDG s)	平成 27 年(2015 年)9月に国連で採択された、平成 28 年(2016 年) から令和 12 年(2030 年)までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標 (Sustainable Development Goals:SDGs) を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。	
性的指向・性自認(性同一性)	性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念である。	
性的マイノリティ	性的少数者、セクシュアル・マイノリティともいう。主にLGBT 等のことを指す。	
Society 5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。	
夕行		
地域密着型サービス	認知症の人や高齢者が介護の必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で、安心して生活が継続できるように、介護サービスを提供するもの。グループホームや認知症対応型デイサービスのほか、小規模多機能型居宅介護などがある。	
デートDV	婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力のことをいう。 身体的な暴力だけでなく、傷つく言葉をいうなどの精神的暴力や性的 な暴力、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するといったもの も含む。	
テレワーク	「情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology)を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。Tel(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をすること。	
ドメスティック・バイオレンス (DV)	法令等で明確に定義された言葉ではないが、配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力なども含まれる。	

八行							
ハラスメント	相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える言動のこと。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等様々な種類がある。 ※ セクシュアル・ハラスメント 性的嫌がらせ。特に職場などで、相手に不快な思いをさせる言動。 ※ パワー・ハラスメント 職責上の立場を利用した嫌がらせのことで、職権などの権力や地位を背景にし、本来の業務を超えて、人格と尊厳を傷つける行為。 ※ マタニティ・ハラスメント 働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がら						
病児保育	せや妊娠・出産、育児休業などを理由とした解雇、不利益な異動、減給、 降格などの不利益な扱い。 子どもが病気又は病気の回復期のため集団保育が難しく、保護者も 就労等で保育できない場合に、保育士や看護師がいる専用施設で一時						
MJUMH	的に預かり、保育・看護を行う事業のこと。						
ファミリー・サポート・センター	子育てのお手伝いをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(協力会員)が会員登録をし、センターのアドバイザーが橋渡し役となって、会員同士が有料で援助し合う会員組織のこと。						
ポジティブ・アクション	「積極的改善措置」といい、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。						
マ行							
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻み込まれ、既成概念、固定概念となっていく。						
ワ行							
ワーク・ライフ・バランス	誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動 について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。						

第3次東近江市男女共同参画推進計画 (発行年月:令和4年(2022年)3月)

発行 東近江市

編集 東近江市市民環境部人権・男女共同参画課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10番5号

FAX: 0748-24-0217

